第 3 次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画

～人がキラリと輝くまち～

平成 31 年 3 月

豊山町・豊山町社会福祉協議会

目　次

第１章　計画の概要
１　計画策定にあたって 1
　１－１　計画策定の背景 1
　１－２　計画の位置づけ 2
　１－３　計画の性格 3
　１－４　計画の期間 3
　１－５　計画の策定体制 4
　１－６　住民アンケート調査の実施 5
　１－７　健康習慣実態調査の実施 5
　１－８　地域懇談会（ワークショップ）の実施 5
　１－９　団体ヒアリング調査の実施 6
　１－10　パブリックコメントの実施 6
２　地域福祉とは 7
３　地域社会の捉え方 8

第２章　豊山町の現状
１　人口と世帯 9
　１－１　人口の推移 9
　１－２　外国人登録者数の推移 10
　１－３　自然動態（出生・死亡）の推移 10
　１－４　社会動態（転入・転出）の推移 11
　１－５　世帯数の推移 12
２　高齢者の状況 13
　２－１　高齢者人口と高齢化率の推移 13
　２－２　高齢者のいる世帯の状況 14
　２－３　要介護認定者数の推移 14
３　障がいのある人の状況 15
　３－１　身体障害者手帳所持者数の推移 15
　３－２　療育手帳所持者数の推移 15
　３－３　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 16
４　子どもの状況 16
　４－１　児童人口の推移 16
　４－２　入園児童数の推移 17
５　ひとり親世帯の状況 18
　５－１　ひとり親世帯の推移 18
６　生活保護世帯の状況 19
　６－１　生活保護の被保護人員・世帯数の推移 19
７　豊山町の自殺者の現状 20
　７－１　豊山町の自殺者数の推移 20
　７－２　自殺死亡率の推移 20
　７－３　地域自殺実態プロファイル 21
８　ボランティアの状況 22
　８－１　ボランティア団体数、登録者数の推移 22

９　住民アンケート調査からみる現状 23
９－１　毎日の生活の中で困っていることや不安なこと ························23
９－２　相談相手 ··24
９－３　福祉サービス情報の入手について ································24
９－４　地域活動について ··26
９－５　豊山町の福祉サービスについて ··································28
９－６　地域福祉を進めるために地域として取り組むこと ····················30
10　健康習慣実態調査からみる現状 31
10－１　日頃の睡眠について ··31
10－２　心配ごとや悩みごとの相談者について ····························31
10－３　ストレスについて ··32
11　地域懇談会での意見 33

第３章　計画の基本的な考え方

１　　計画の基本構想 37
１－１　計画の基本構想 ··37
１－２　基本理念 ··37
１－３　基本目標 ··38
２　計画の体系 39

第３章　施策の展開＜地域福祉計画＞

１　地域における助け合いの充実 41
１－１　地域活動の充実 ··41
１－２　ボランティア活動の推進 ··43
１－３　交流活動の充実 ··45
２　福祉サービスの充実 47
２－１　情報提供の充実 ··47
２－２　福祉サービスの向上 ··50
２－３　権利擁護の充実 ··52
２－４　生活困窮者の自立支援 ··53
３　地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり 55
３－１　防犯・防災対策の充実 ··55
３－２　地域福祉の担い手の育成 ··58
３－３　関係機関との連携強化 ··60
３－４　地域資源の活用 ··61
４　いのち支える仕組みづくり 63
４－１　地域におけるネットワークの強化 ································63
４－２　いのち支える人材の育成 ··64
４－３　住民への周知と啓発 ··65
４－４　生きることの促進要因の支援 ······································67
４－５　児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ································68

第５章　施策の展開＜地域福祉活動計画＞

Ⅰ　仲間を増やし、支え合う担い手づくり 71
Ⅰ－１　ボランティア活動の強化 ··71
Ⅰ－２　地域交流の充実 ··72
Ⅰ－３　福祉教育の充実 ··72
Ⅰ－４　ボランティア活動等の奨励 ··73

Ⅱ　よりよい支援を受けられる環境づくり …… 74
Ⅱ－１　情報提供の充実 …… 74
Ⅱ－２　日常生活自立等の支援 …… 75
Ⅱ－３　地域福祉活動の推進 …… 75
Ⅱ－４　各種相談窓口の充実 …… 77
Ⅱ－５　在宅福祉サービスの普及促進 …… 78
Ⅱ－６　訪問介護等事業所の運営 …… 79
Ⅱ－７　通所介護事業所の運営 …… 79
Ⅱ－８　福祉作業所の運営 …… 80
Ⅱ－９　相談支援事業所の運営 …… 80
Ⅲ　みんなが力を合わせるネットワークづくり …… 81
Ⅲ－１　社協事務局組織の強化 …… 81
Ⅲ－２　福祉団体等への支援 …… 82
Ⅲ－３　共同募金活動の推進 …… 82
Ⅲ－４　見守り体制の強化 …… 83
Ⅳ　みんなが見守る地域づくり …… 84
Ⅳ－１　地域におけるネットワークの強化 …… 84
Ⅳ－２　生きることの促進要因の支援 …… 85
第６章　計画の推進
１　計画の普及・啓発 …… 87
２　計画の推進体制 …… 87
２－１　計画の推進と進行管理 …… 87
２－２　地域懇談会の開催 …… 87
２－３　アンケート調査による評価 …… 87
３　関係機関との連携強化 …… 88
３－１　関係機関との連携強化 …… 88
３－２　個別計画による庁内の横断的連携 …… 88
資料編
１　豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 …… 32
２　豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿 …… 32
３　第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（諮問） …… 32
４　第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（答申） …… 32
５　策定経過 …… 32
６　計画の根拠法令 …… 32

第１章

計画の概要

1　計画策定にあたって

１－１　計画策定の背景

第２次豊山町地域福祉計画策定から５年が経過し、地域福祉を推進するための取り組みを行ってきましたが、地域をとりまく課題は年々拡大・多様化しています。少子・高齢化等の問題による地域コミュニティの希薄化や、就労・家庭環境の課題による貧困問題、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアや 8050 問題（80 代の高齢の親が 50 代のひきこもりの子どもと同居し支える）、自殺、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、ニートなど、多数の課題に対応した地域福祉施策を展開することが求められています。

また、近年相次ぐ大規模地震や豪雨等の災害の発生が多発しており、住民の防災意識も高まる中で、ボランティア活動や人と人とのつながり、地域の支え合いや見守り合いの重要性が再認識されるようになりました。さらには、この地方は東海・東南海・南海地震等の大規模地震の発生が予測される環境にあることから、地域における助け合いは、人と人とのつながりであり、互いに声を掛け合い、助け合い、協力しあうことで地域における絆やつながりづくりにもつながります。

こうした状況の中で、国においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域をともに創っていく社会である『地域共生社会』の実現を目指しています。また、平成 27 年４月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、増加傾向にある生活困窮者に対する支援について、地域福祉計画内に盛り込むよう国から示されています。

本町においては、平成 26 年３月に「第２次豊山町地域福祉計画」を策定しました。この計画においては、「助け合い　支え合う　あたたかなまち」を基本理念とし、総合的かつ計画的に、地域社会づくりを推進してきました。地域福祉とは、地域に住むすべての人が幸せに暮らし続けることであるという観点からも、本計画においては、今後より一層の地域福祉の推進を図るため、住民相互の連帯を強め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せを実感できるような「福祉のまちづくり」を推進していきます。また、本計画から、豊山町社会福祉協議会との連携を一層推進すべく、豊山町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体の計画として策定します。

１－２　計画の位置づけ

（１）地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。地域福祉の推進のため、地域福祉活動への住民の参画を促し、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、平成２８年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第１３条第２項に定める「市町村自殺対策計画」として策定する内容を含んだ計画となっています。

（２）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に地域福祉の推進団体として定められた社会福祉協議会が策定するものです。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となって地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

（３）２つの計画の関係

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

このため、町では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示す「地域福祉計画」と地域住民や地域福祉に関わる住民組織などが実践する具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助、共助、互助、公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域福祉社会の実現”を進めます。

１－３　計画の性格

地域福祉計画は、地域における生活課題を解決するため、高齢者や障がいのある人、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

平成 29 年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

本計画は、豊山町総合計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を図った計画として位置づけています。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が地域住民とボランティア、当事者などが積極的に参加し、自分たちが暮らす地域であらゆる人が安心して暮らせるまちをめざした取り組みを進めるための計画です。

【地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ（各計画との関係図）】

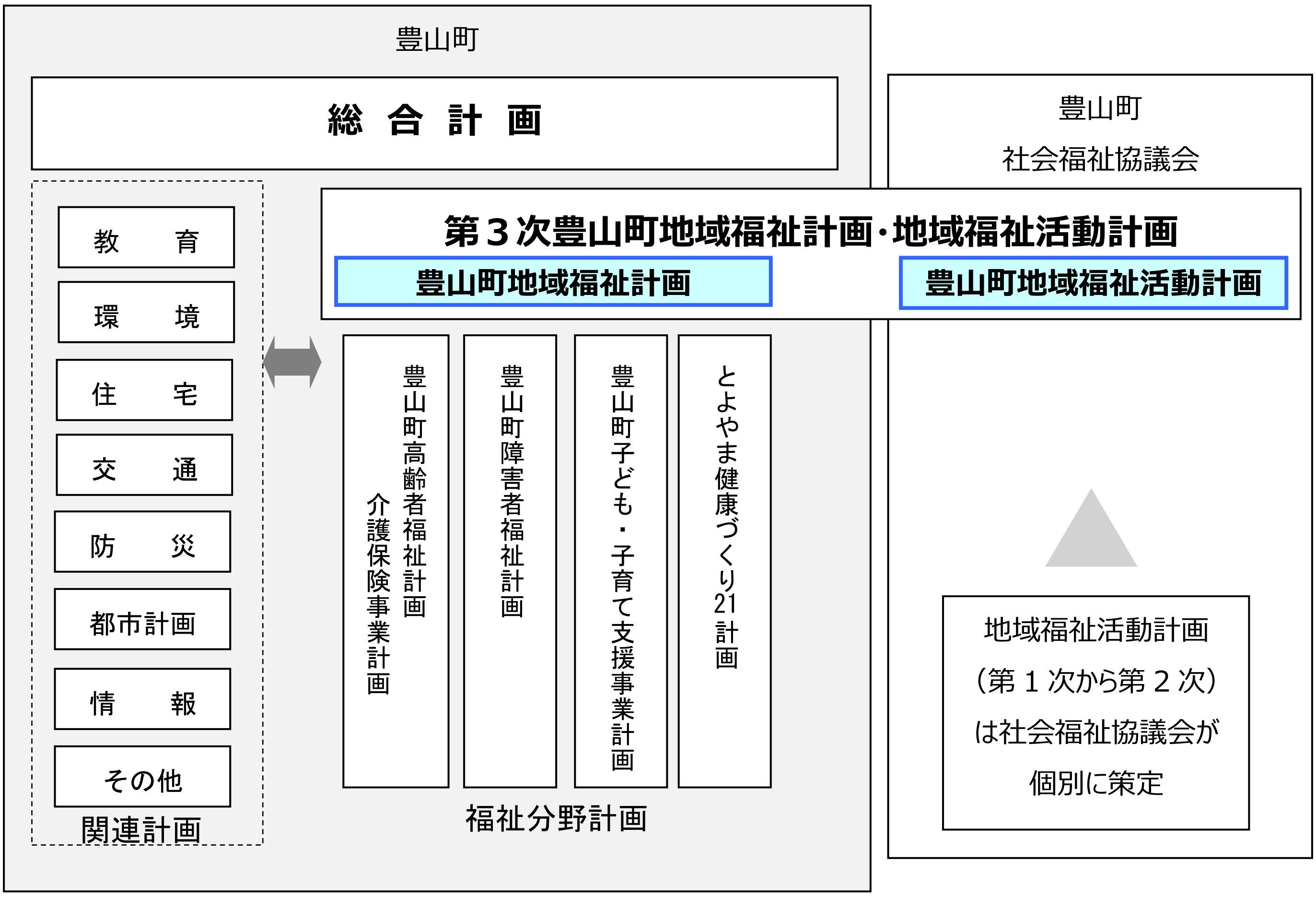

１－４　計画の期間

本計画は、2019（平成 31）年度を初年度とし、2023 年度を目標年次とする５年間の計画とします。なお、本町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

１－５　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉事業所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、ボランティア連絡協議会の代表など福祉関係団体、保健・医療関係者、学校教育関係者、公募による住民等で構成する「豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

【策定体制】

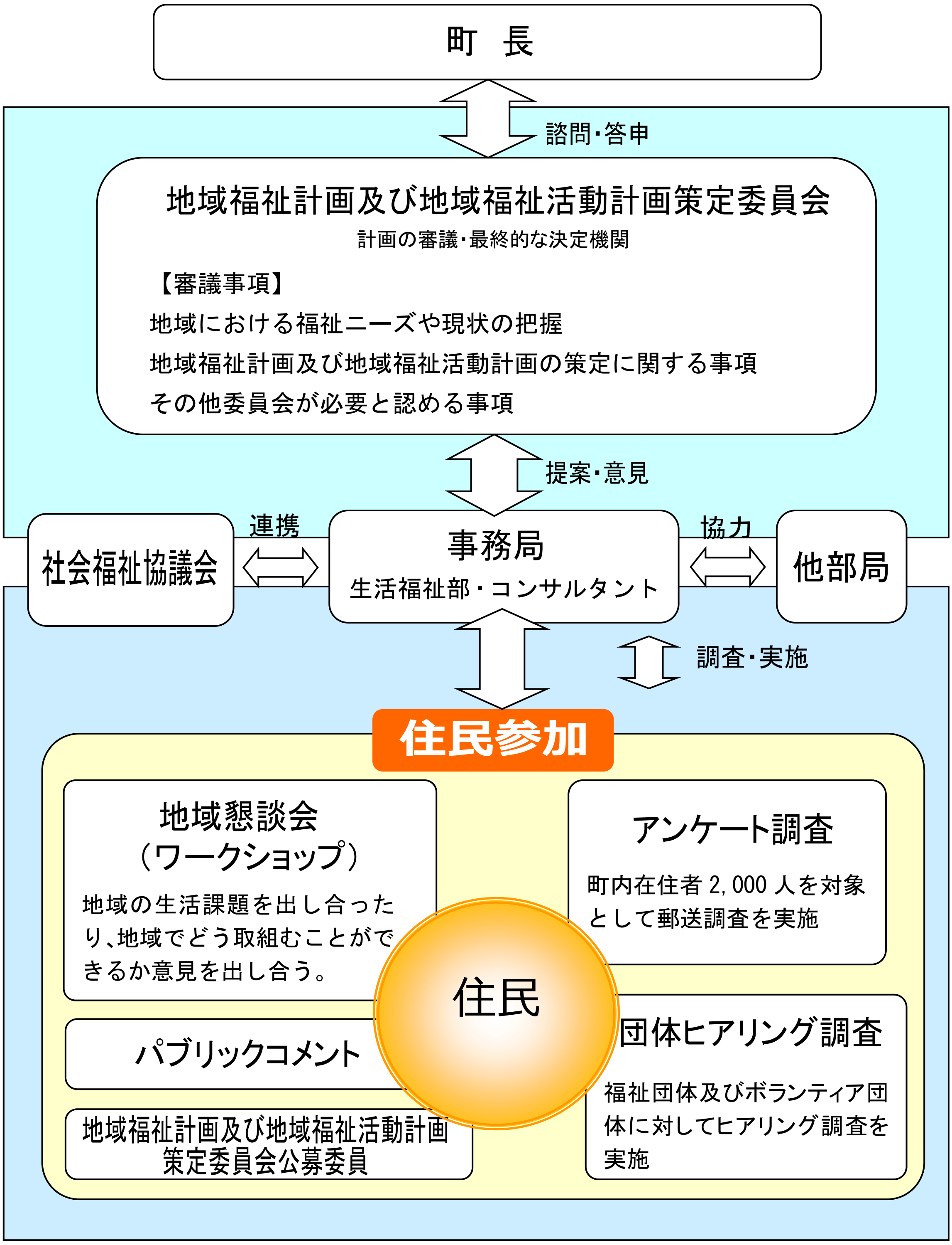

１－６　住民アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民を対象に、地域福祉に関する住民の意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

地域福祉についてのアンケート調査	
調査対象	町内在住の 20 歳以上の男女
抽出方法	無作為抽出（層化抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
サンプル	2,000 件（有効回収数：705 件　有効回収率：35.3%）
調査時期	2018（平成 30）年 9 月

１－７　健康習慣実態調査の実施

平成 26 年３月に策定した「第２次とよやま健康づくり２１計画」の見直しを行うにあたり、16～74 歳の住民を対象に、健康習慣に関するアンケート調査を実施しました。

健康習慣実態調査			
調査対象		青年版：16～19 歳、成人版：20～74 歳	
抽出方法		無作為抽出（層化抽出）	
調査方法		郵送による配布・回収	
サンプル	配布数	青年版：300 件	成人版：3,400 件
	有効回収数	68 件	1,017 件
	回収率	22.7%	29.9%
調査時期		2017（平成 29）年 10 月～11 月	

１－８　地域懇談会（ワークショップ）の実施

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のために、地域の課題を話し合ってもらい、解決策について考える地域懇談会を実施しました。

地域懇談会	
第１回	2018（平成 30）年 11 月 12 日（月）　テーマ：地域福祉の課題
第２回	2018（平成 30）年 11 月 19 日（月）　テーマ：課題に対する解決方策

１－９　団体ヒアリング調査の実施

地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定における施策の参考とするため、町内の福祉団体・ボランティア団体など１０団体に各団体の現状と今後の方針、町の取組に対する意見などを把握するヒアリング調査を実施しました。

調査日	ヒアリング団体名
2018 年 9 月 14 日	・健康アップさんさん会
2018 年 9 月 18 日	・音訳サークル虹の会 ・傾聴ボランティアみみっこ ・商工会
2018 年 9 月 19 日	・女性の会 ・ひまわり会
2018 年 9 月 20 日	・みのり会 ・ごちそうさま会 ・すずらん ・おもちゃ病院

１－10　パブリックコメントの実施

2019（平成３１）年2月1日から２月２０日まで、情報公開コーナー、福祉課窓口や町公式ホームページで計画（素案）を公開し、郵送やメールなどで意見を募集しました。

2　地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしています。その中には、子育てや介護で悩んでいる人、生活が苦しくて困っている人、買い物やゴミ出しなど日常生活にちょっとした手助けが必要な人など、様々な悩みや課題を抱えている人がいます。

子どもでも、高齢になっても、障害があっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく幸せに暮らしたいというのは、みんなの願いです。

その願いを実現するためには、日頃から自分でできることは自分で行い、本人や家族の力で問題を解決する「自助」、ご近所や地域などで互いに助けあう「互助」、社会福祉協議会の取組みや介護保険制度などを活用する相互扶助「共助」、行政などの公的サービスで支える「公助」といった重層的な取組みが必要です。

これらはそれぞれ単独で成り立つというよりも、あるサポートのあり方が別の（複数の）サポートとの共存によって支えられ、成立するととらえたほうがよいでしょう。

誰もが直面する可能性のある生活上の様々な悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえることで、地域の中で“お互いさま”の気持ちをもって助けたり助けられたりする「互助」のつながりを強め、制度やサービスの特性を活かしながら、『みんなが地域づくりに関心をもって参加できる仕組み』をつくるための取組みが地域福祉です。

【自助・互助・共助・公助の位置づけ】

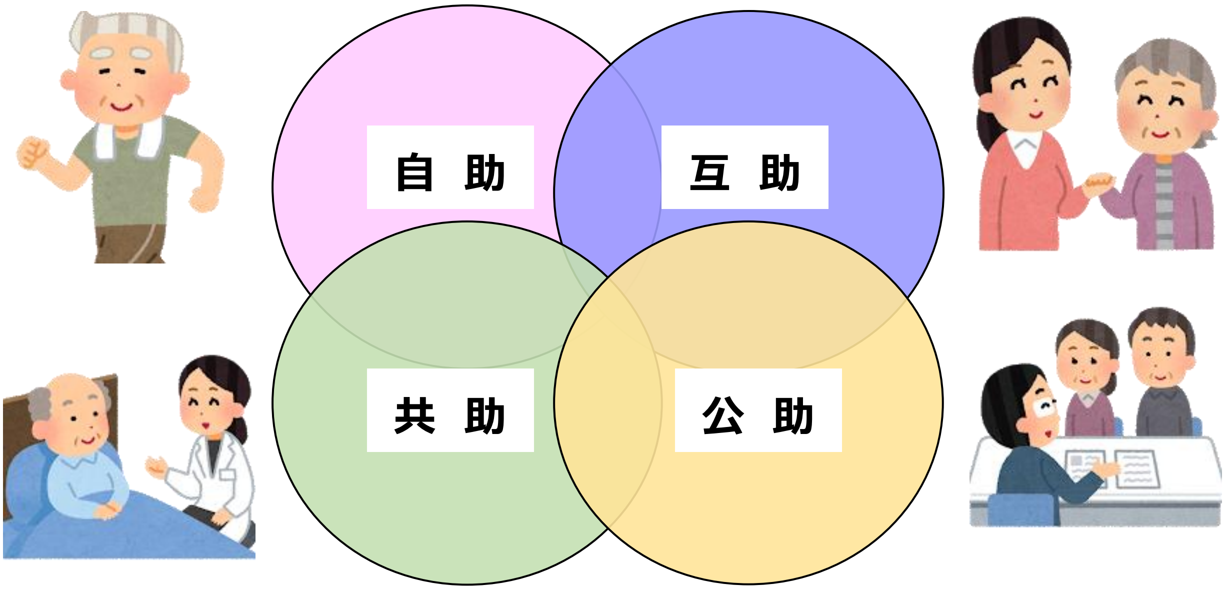

- ●自助：支え合いの中での住民自身の力
- ●互助：お互いの協力による力
- ●共助：制度化された相互扶助
- ●公助：公的なサービスの提供

3　地域社会の捉え方

豊山町で暮らす全ての人が地域社会で安心して幸せに暮らせるようにするために、「地域社会」とは何かを考えるとき、日常における「ご近所付き合い」としての捉え方や、地域の組織的な活動の単位として「自治会」など、さまざまな捉え方があります。また、一人ひとりの年齢層による生活活動の範囲やひとり暮らしの高齢者、介護や子育てをしている家庭などの世帯状況によっても、「地域社会」の捉え方は変わってきます。

このため、本計画における地域の範囲については、町全体を４つの層に分類し、さまざまな個人や世帯の日常生活の活動状況に応じて重層的な視点に立って考えるものとします。

【地域社会の捉え方のイメージ】

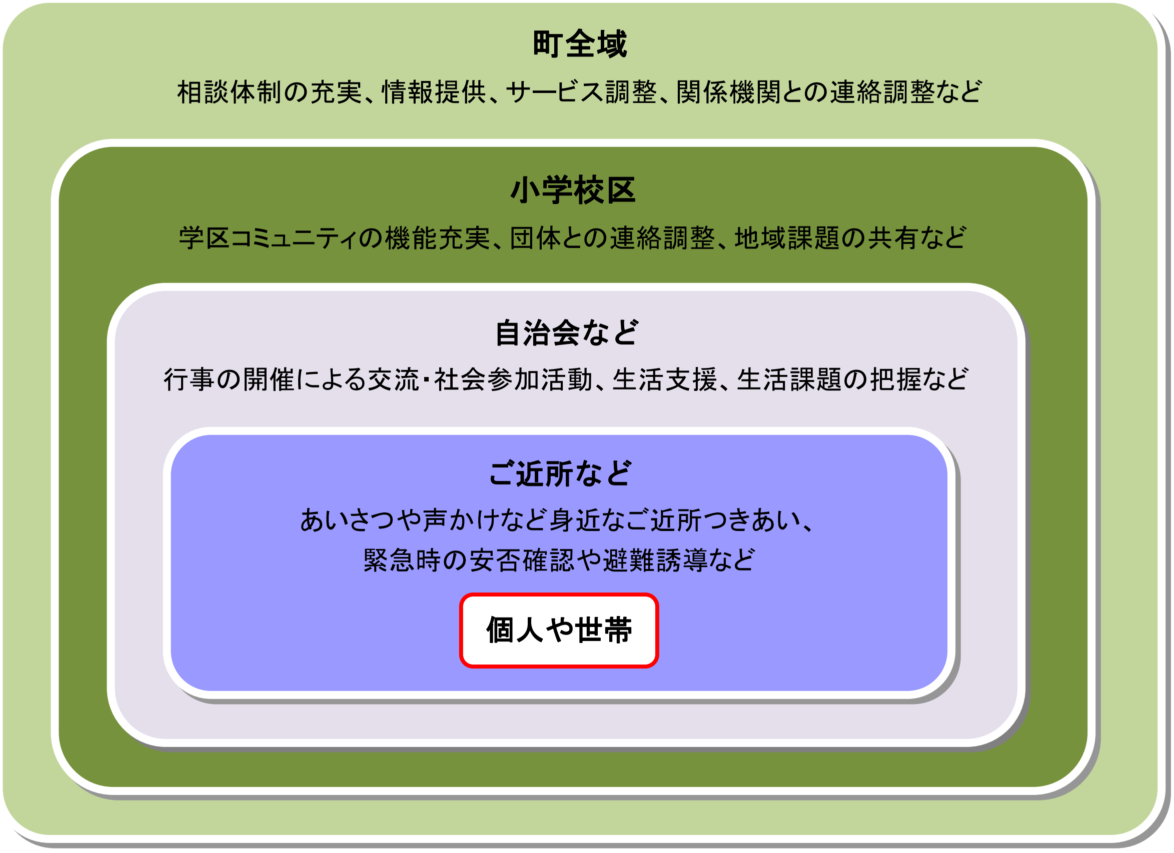

第２章

豊山町の現状

1　人口と世帯

１－１　人口の推移

本町の人口は年々増加傾向にあり、平成26年度の15,113人から平成30年度で15,726人と613人の増加となっています。

年齢３区分別で平成26年度と平成30年度を比べると、「0-14歳」が2,443人から2,528人、「15-64歳」が9,508人から9,746人、「65歳以上」が3,162人から3,452人と、いずれの年齢区分も増加傾向にあります。年齢3区分別人口構成比をみると、「65歳以上」が微増、「15-64歳」が微減となっており、高齢化率が増加傾向にあることがうかがえます。

図表１：年齢３区分別人口の推移

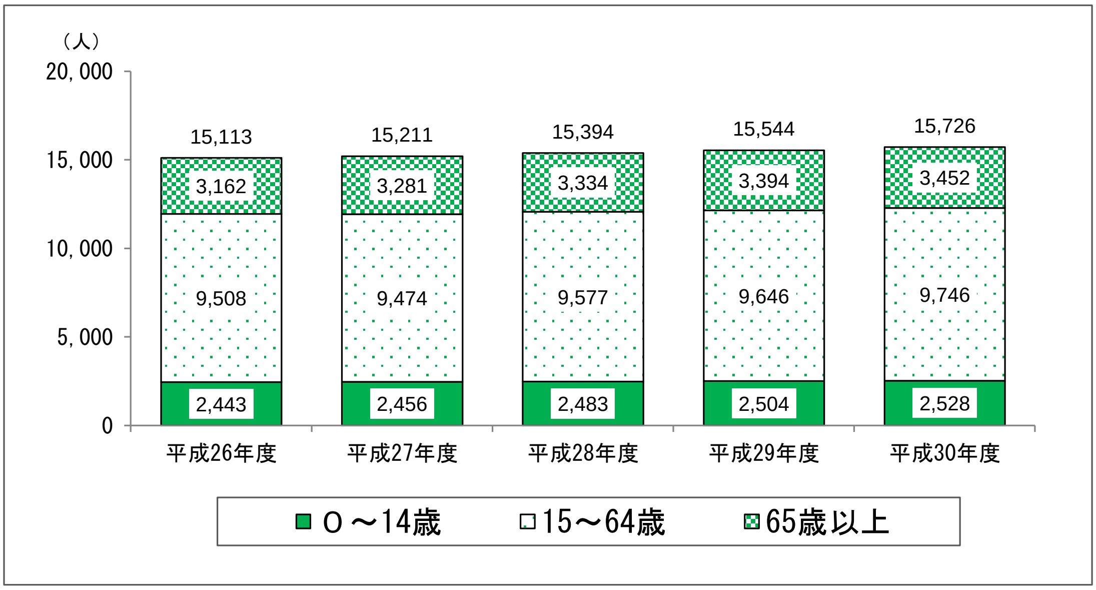

資料：住民課　住民・年金係（各年度４月１日現在）

図表２：年齢３区分別人口構成比の推移

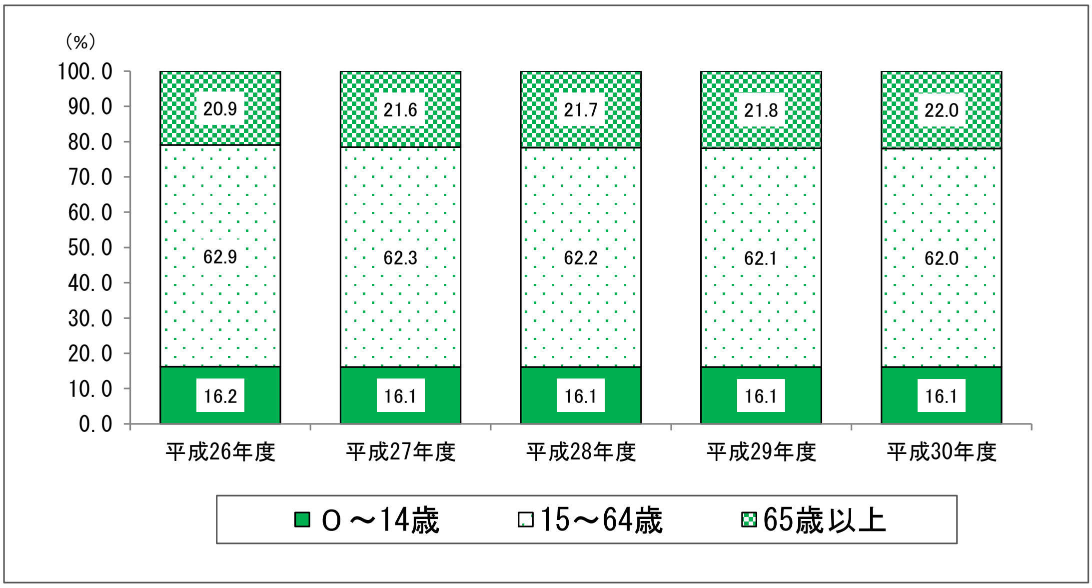

資料：住民課　住民・年金係（各年度４月１日現在）

１－２　外国人登録者数の推移

外国人登録者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の417人から平成30年度で458人と41人の増加となっています。総人口に占める割合も平成26年度の2.76%から平成30年度には2.91%と0.15ポイント比率が高くなっています。

図表 3：外国人登録者数の推移　（人・%）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
外国人登録者数	417	433	433	442	458
割合	2.76	2.85	2.81	2.84	2.91

資料：住民課　住民・年金係（各年度４月１日現在）

１－３　自然動態（出生・死亡）の推移

出生数は平成26年度の133人から平成27年度で160人と増加し、平成28年度に159人、平成29年度に157人と横ばいの状況が続いています。死亡数については、平成26年度で114人、平成27年度で102人、平成28年度で114人、平成29年度で107人と増減をしているものの、100人以上の死亡数が続いています。出生数と死亡数については、いずれの年度においても出生数が死亡数を上回る自然増の傾向が続いています。

図表 4：：自然動態（出生・死亡）の推移

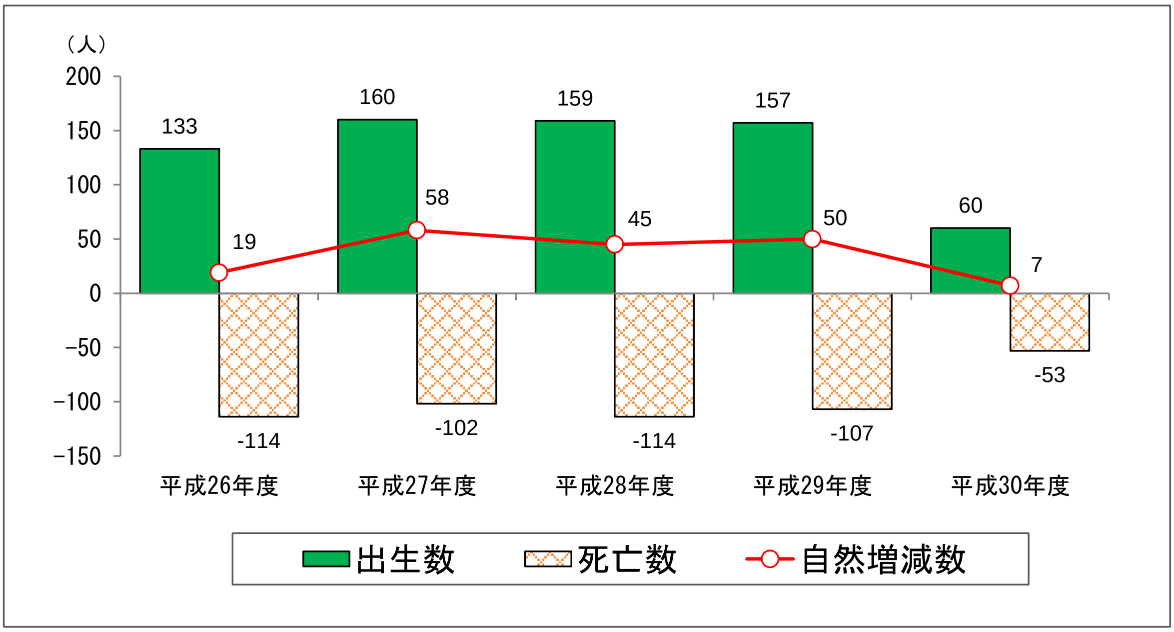

資料：住民課　住民・年金係（平成 30 年度は４月～８月）

１－４　社会動態（転入・転出）の推移

転入数は、平成 26 年度に 854 人で、平成 27 年度には 976 人、平成 28 年度には 855 人と一旦減少するものの、平成 29 年度には 1,008 人といずれの年も 800 人以上の転入者が見られます。

転出数は、平成 26 年度に 825 人、平成 27 年度に 849 人、平成 28 年度には 782 人と一旦減少するものの、平成 29 年度には 885 人と増加に転じています。

転入数・転出数ついては、いずれの年度においても転入数が転出数を上回っており、転入超過の状態になっています。

図表 5：：社会動態（転入・転出）人口の推移

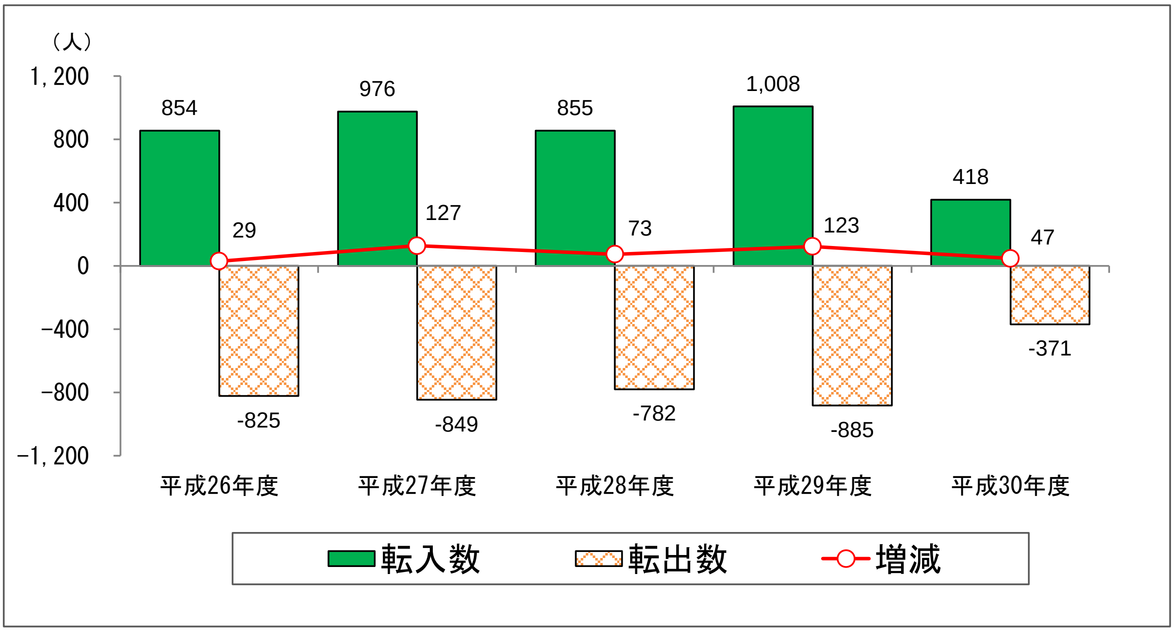

資料：住民課　住民・年金係（平成 30 年度は４月～８月）

１－５　世帯数の推移

世帯数は年々増加傾向にあり、平成26年度の6,063世帯から平成30年度に6,592世帯と529世帯増加しており、平成26年度からの推移をみると、増加傾向にあります。

１世帯あたり人員は、平成26年度の2.49人から平成30年度で2.39人と0.1ポイント減少となっており、平成26年度からの推移をみると減少傾向になっていることがうかがえます。

図表６：：世帯数と１世帯あたりの人員数の推移

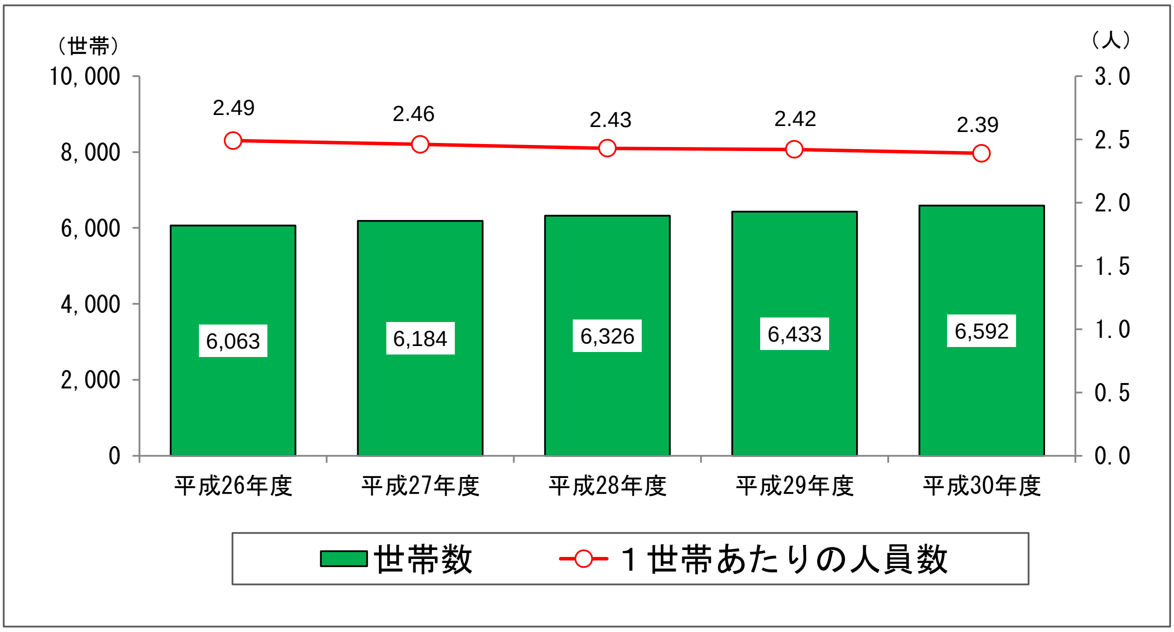

資料：住民課　住民・年金係（各年度４月１日現在）

2　高齢者の状況

２－１　高齢者人口と高齢化率の推移

高齢者数は年々増加しており、平成 26 年度の 3,162 人から平成 30 年度には 3,452 人と 290 人の増加となっています。高齢者人口の増加とともに、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合）は平成 26 年度の 20.9%から平成 30 年度には 22.0%と 1.1 ポイント増加しており、平成 26 年度からの推移も微増していることから、今後高齢化が進行することがうかがえます。

図表 7：：高齢者人口と高齢化率の推移

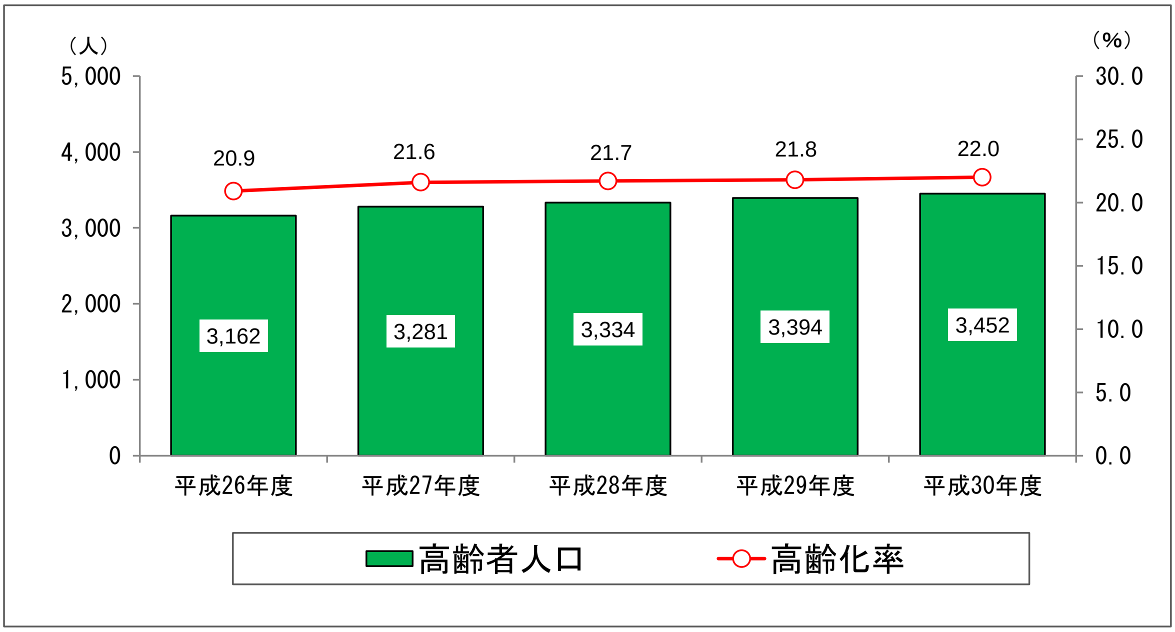

資料：住民課　住民・年金係（各年度４月１日現在）

２－２　高齢者のいる世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成30年９月１日現在で2,374世帯となっており、総世帯数の35.7%となっています。

また、世帯に１人でも 75 歳以上の高齢者がいる高齢者世帯は、1,280 世帯で 19.2%、65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯は、709 世帯で 10.6%となっており、高齢化の進展に伴い、今後も高齢者のいる世帯の増加が予測されます。

図表 8：高齢者のいる世帯の状況　（世帯・%）

区　分	総世帯	高齢者のいる世帯	75 歳以上高齢者	ひとり暮らし高齢者世帯
世帯数	6,658	2,374	1,280	709
総世帯数に対する比率	100.0%	35.7%	19.2%	10.6%

資料：保険課　高齢者・介護係（平成 30 年９月１日時点）

２－３　要介護認定者数の推移

要介護認定者は増加傾向にあり、平成 26 年度の 384 人から、平成 30 年度には 488 人と 104 人の増加なっています。中でも、要支援者の増加が目立っており、平成 26 年度の 84 人から平成 30 年度には 133 人と約 1.6 倍となっています。

認定率についても、平成 26 年度の 12.1%から平成 28 年度に 13.3%と増加し、平成 29 年度には 13.0%と一旦減少するものの、平成 30 年度には 14.1%と平成 26 年度に比べ増加しています。

図表 9：要介護認定者数の推移

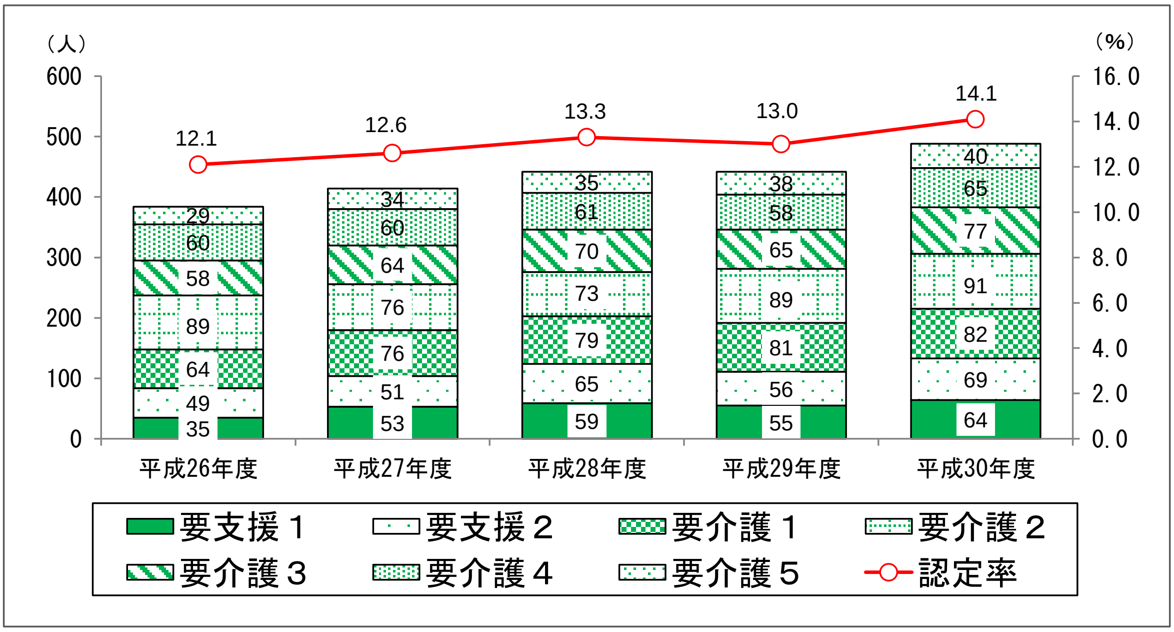

資料：　保険課　高齢者・介護係（各年度４月１日現在）

3　障がいのある人の状況

３－１　身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、年々増加しており、平成 30 年４月１日現在、436 人となっています。１級が最も多く、次いで３級の順となっています。また、１級と２級の重度の人は約４割（39.9％）を占めています。

図表 10：身体障害者手帳所持者数の推移　　（人）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１級	100	105	102	114	119
２級	49	52	53	50	55
３級	115	112	118	115	117
４級	96	99	102	102	101
５級	21	20	20	18	19
６級	26	24	22	23	25
18 歳未満	3	4	4	9	8
18 歳以上	404	408	413	413	428
計	407	412	417	422	436

資料：資料：福祉課　福祉係（各年度４月１日現在）

３－２　療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成 30 年４月１日現在、100 人となっています。Ｃ判定が最も多く、約４割（42.0％）を占めています。

図表 11：療育手帳所持者数の推移　　（人）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
Ａ判定	22	22	23	24	31
Ｂ判定	18	20	16	18	27
Ｃ判定	29	34	36	41	42
18 歳未満	14	23	22	25	29
18 歳以上	55	53	53	58	71
計	69	76	75	83	100

資料：資料：福祉課　福祉係（各年度４月１日現在）

３－３　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成 30 年４月１日現在、116 人となっています。２級が最も多く、約５割（51.7%）を占めています。

図表 12：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　（人）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１級	5	7	9	11	19
２級	56	53	63	55	60
３級	18	23	23	27	37
計	79	83	95	93	116

資料：資料：福祉課　福祉係（各年度４月１日現在）

4　子どもの状況

４－１　児童人口の推移

０～17歳までの子ども人口をみると、平成26年度の2,833人から年々増加しており、平成30年度には2,978人と145人増加しています。

年齢区分別に児童人口の推移をみると、０～５歳は減少傾向にあり、６～１１歳と１５～１７歳は、増加傾向にあります。

図表 13：児童人口の推移

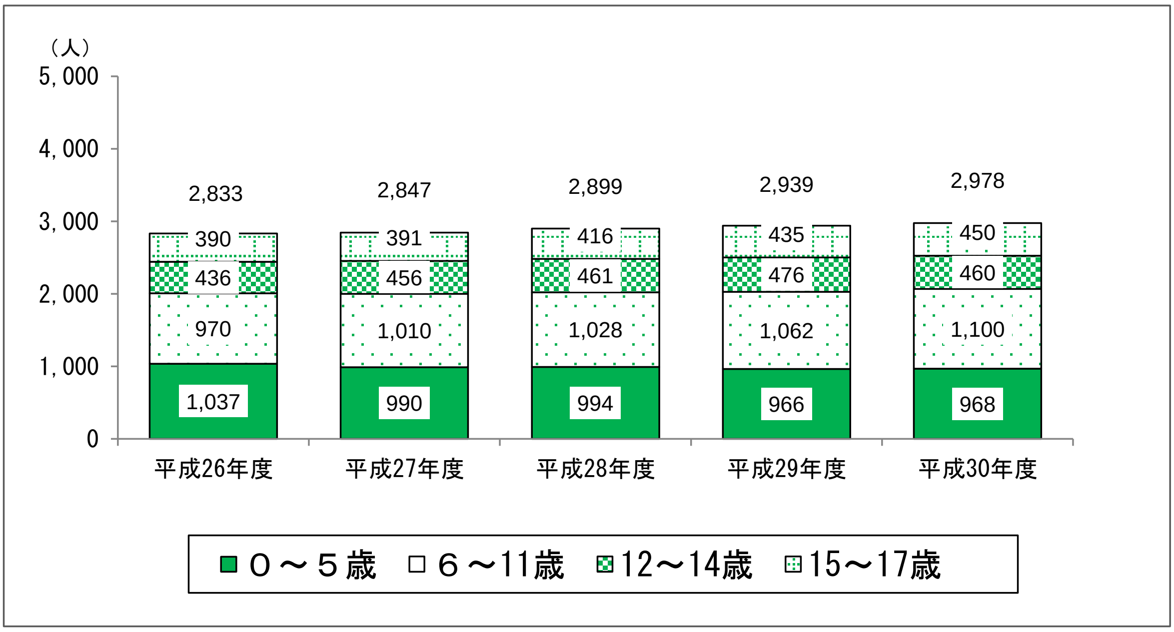

資料：資料：住民課　住民・年金係（各年度４月１日現在）

４－２　入園児童数の推移

保育園の入園児童数の推移をみると、平成 26 年度から平成 28 年度にかけては増加傾向にあったものの、平成 28 年度をピークに、それ以降は減少傾向にあり、平成 30 年度では 397 人と、この５年間では微増となっています。

図表 14：保育園入園児童数の推移

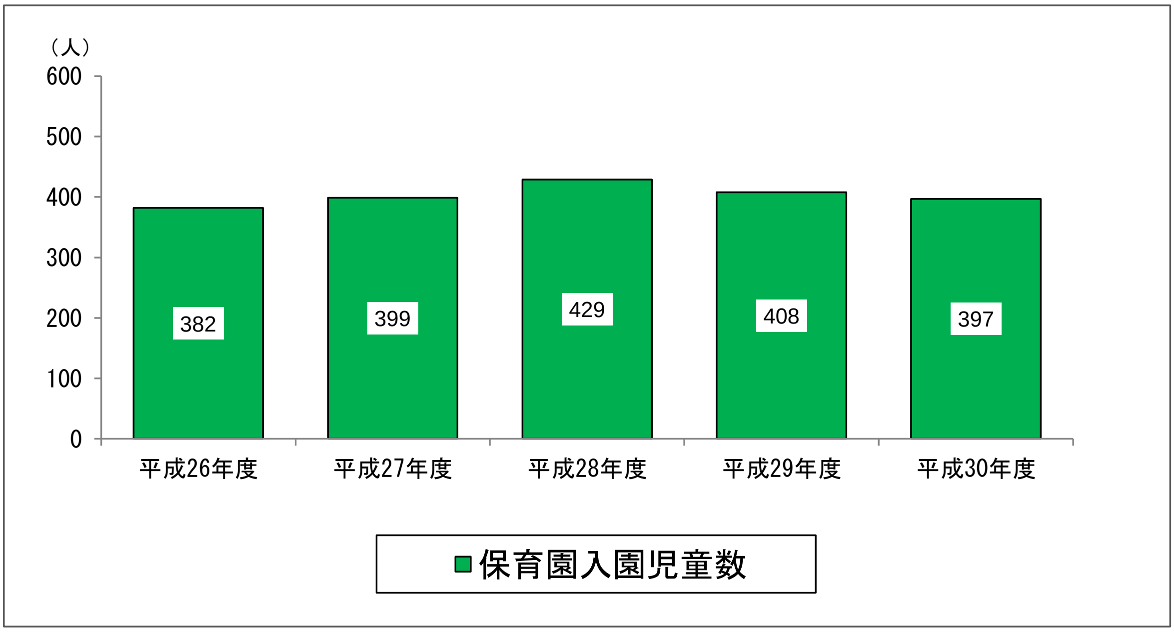

資料：福祉課　子育て支援係（各年度４月１日現在）

5　ひとり親世帯の状況

５－１　ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、増減を繰り返しながら、平成 30 年４月１日現在、166 世帯で総世帯数の 2.5%を占めています。また、父子世帯は減少傾向にあるのに対し、母子世帯は増減を繰り返しながら 160 世帯前後で推移しています。

図表 15:ひとり親世帯(町遺児手当受給世帯)数の推移　（世帯･%）

区　分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ひとり親世帯計		179	161	174	165	166
母子世帯		163	149	166	158	163
	割合	91.1%	92.5%	95.4%	95.8%	98.2%
父子世帯		16	12	8	7	3
	割合	8.9%	7.5%	4.6%	4.2%	1.8%

資料：福祉課　子育て支援係（各年度４月１日現在）

※町遺児手当：18 歳到達年度の児童を監護している、ひとり親世帯及び両親のいない家庭

６　生活保護世帯の状況

６－１　生活保護の被保護人員・世帯数の推移

生活保護の状況は、平成 30 年４月１日現在、被保護世帯 75 世帯、被保護人員 82 人となっており、平成２６年度と比べると被保護人員は微減、被保護世帯は微増となっています。

図表 16：被保護人員・世帯数の推移

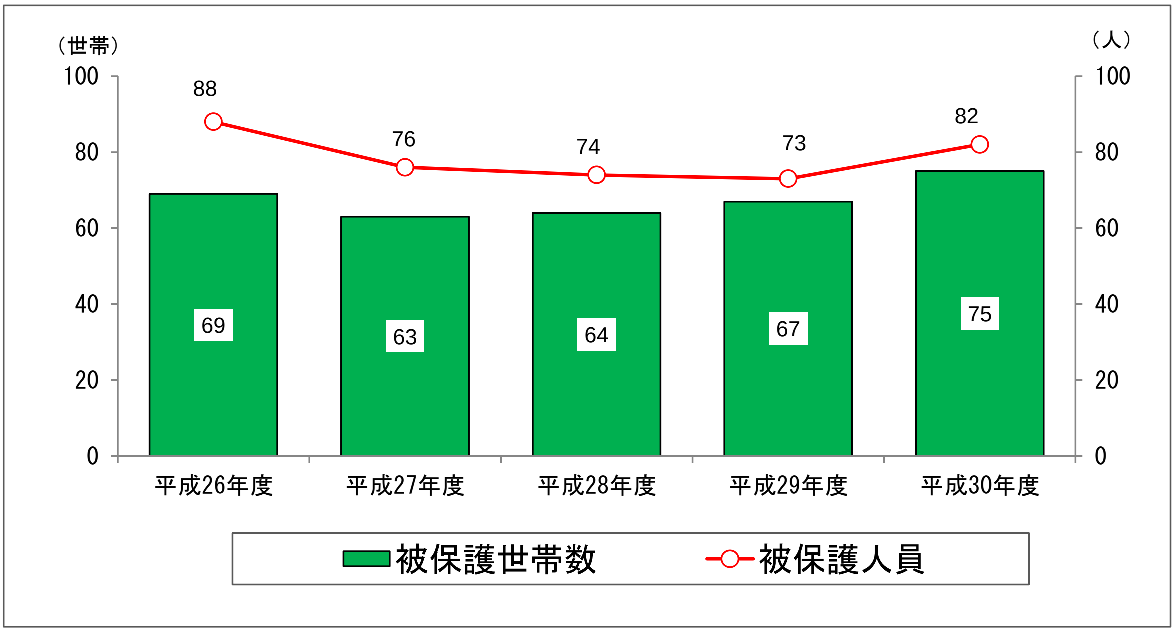

資料：福祉課　福祉係（各年度４月１日現在）

7　豊山町の自殺者の現状

7－1　豊山町の自殺者数の推移

豊山町に住所を有していた人の自殺者の状況をみると、過去８年間は年間５人以下で推移し、平成 29 年は４人となっています。

図表 17：豊山町の自殺者数の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
男性	2	0	0	1	0	1	1	4
女性	2	1	1	1	1	1	0	0
合計	4	1	1	2	1	2	1	4

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

7－2　自殺死亡率の推移

自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、増減を繰り返していますが、平成 29 年は 25.8 と、全国及び愛知県を大きく上回っています。

図表 18：自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の推移（全国と県と比較）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
豊山町	28.2	7.1	7.0	13.4	6.6	13.2	6.5	25.8
愛知県	22.2	22.6	20.2	20.4	19.0	17.8	15.9	15.5
全国	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

７－３　地域自殺実態プロファイル

自殺対策計画に必要とされる、地域の実態の分析および地域特性（地域の課題）の把握のための「地域自殺実態プロファイル」では、以下のような本町地域特性が示されています。

また、この属性情報から、本町において「推奨される重点パッケージ」として、「子ども・若者」「無職者・失業者」「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」に対する取組みがあげられました。

■豊山町の自殺の傾向

＜豊山町の主な自殺の特徴（平成 25～29 年合計）＞

上位5区分		割合	背景にある主な自殺の危機経路
1 位	男性 20～39 歳無職同居	20.0%	①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
2 位	男性 60 歳以上無職独居	10.0%	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3 位	男性 40～59 歳有職独居	10.0%	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
4 位	男性 60 歳以上有職同居	10.0%	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
5 位	女性 20～39 歳無職同居	10.0%	DV 等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

８　ボランティアの状況

８－１　ボランティア団体数、登録者数の推移

ボランティア団体数は、緩やかな減少傾向にあり、平成 30 年４月１日現在、24 団体となっています。また、ボランティア登録者数は毎年 300 人前後で推移しています。

図表 19：ボランティア団体・登録者数の推移

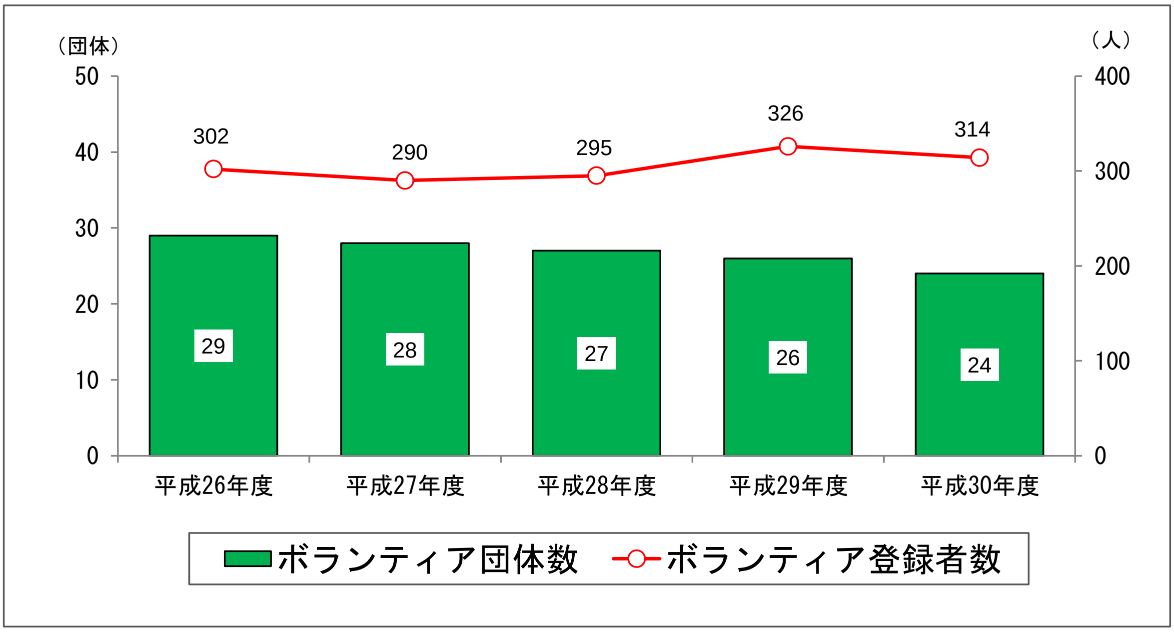

資料：豊山町社会福祉協議会（各年度４月１日現在）

9　住民アンケート調査からみる現状

９－１　毎日の生活の中で困っていることや不安なこと

毎日の暮らしの中で、悩みや不安を感じていることは、「老後の生活や介護」が42.7%と最も多く、次いで「自分や家族の健康」が41.8%となっています。これらに続くのが「収入や家計に関する経済的な問題」（24.5%）、「災害に関する事」（21.3%）などとなっています。特に、自分自身や家族の健康、老後の保障に対するニーズが上位にあげられています。

図表 20：毎日の暮らしの中で、困っていることや不安に感じていること

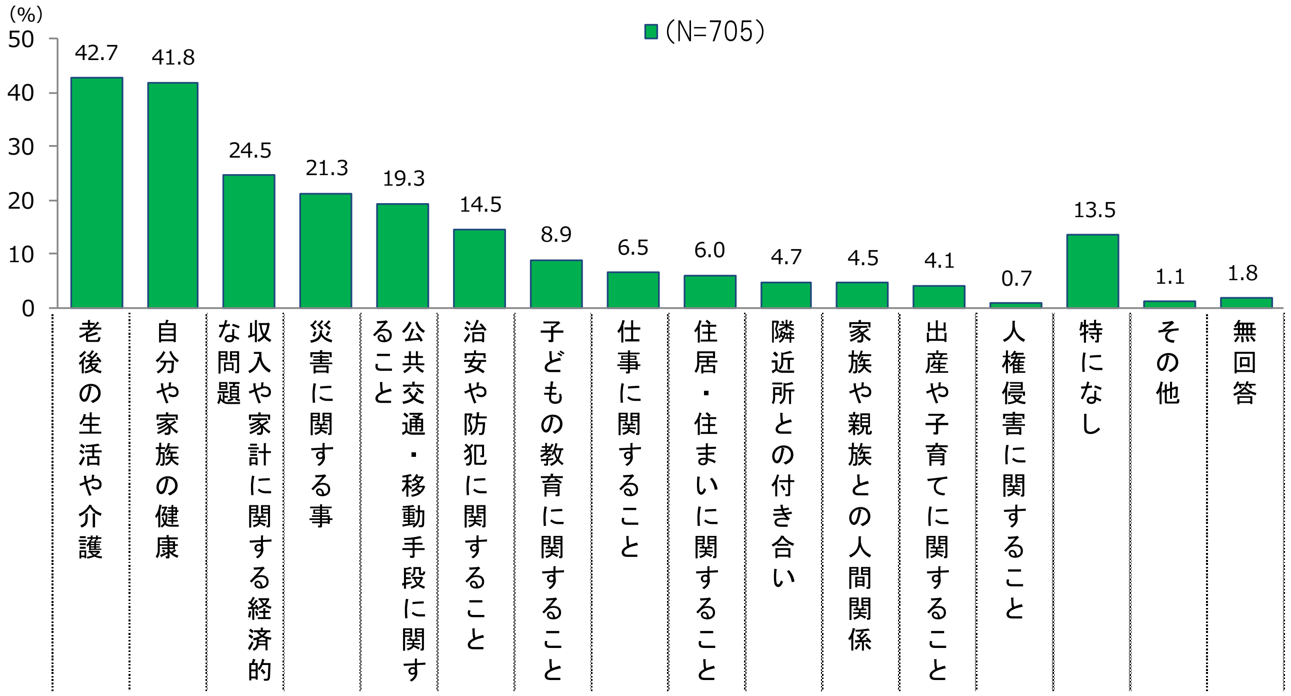

※グラフの「N」はアンケート回答者のサンプル数（件数）を示しています。

９－２　相談相手

困った時の相談者は、「家族・親族」が86.0％と約９割を占め、「知人・友人」が46.8％でこれに続いています。

図表 21：介護や病気、子育てなどに困った時の相談相手

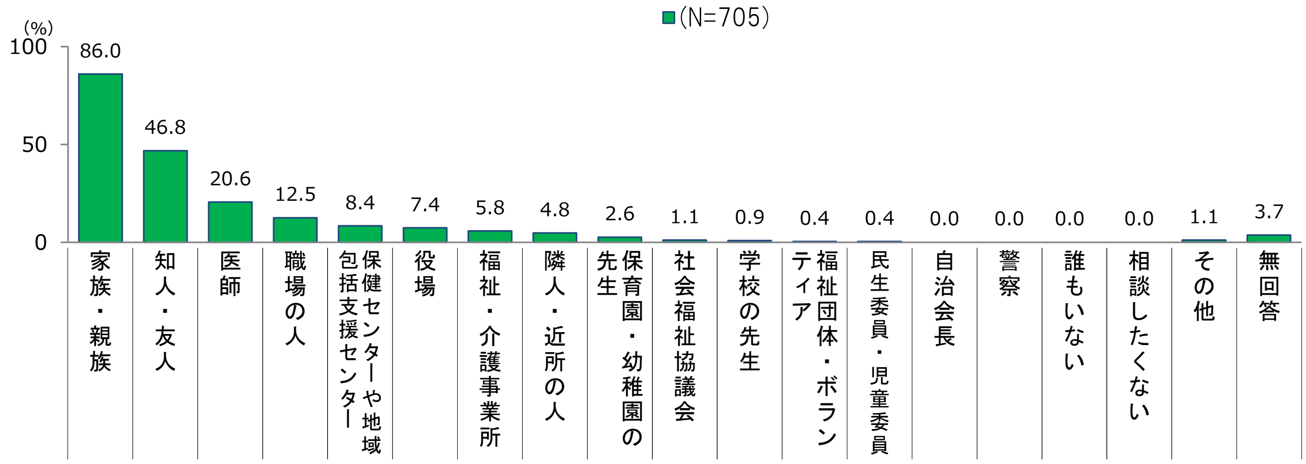

９－３　福祉サービス情報の入手について

福祉サービスの情報の入手程度については、“福祉サービスの情報を入手できている人”（「十分できている」＋「できている」）は約２割（23.3％）にとどまっており、福祉サービスの情報の入手先は、「町の広報紙」が57.9％と突出した入手方法となっています。

図表 22：福祉サービス情報の入手について

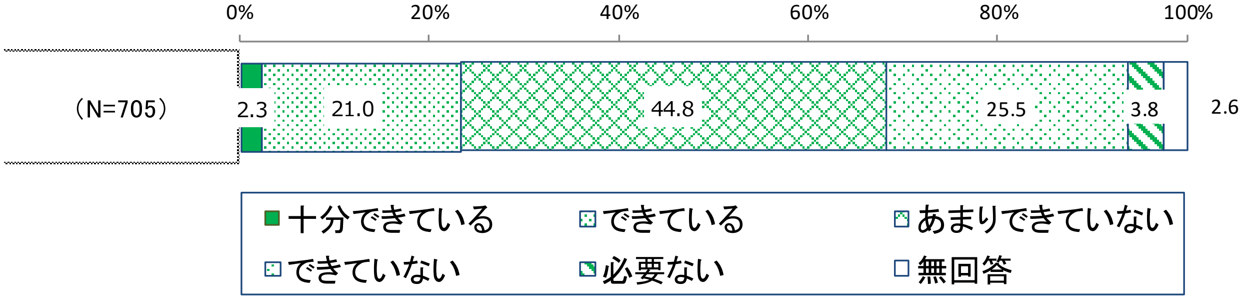

図表 23：福祉サービスに関する情報に入手先

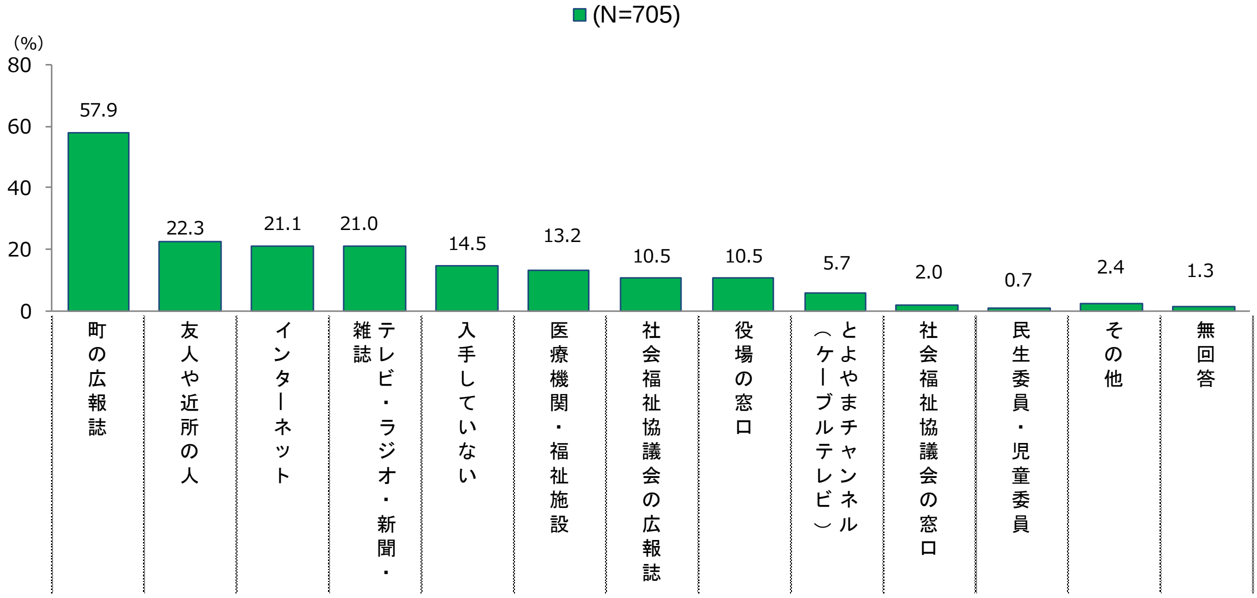

９－４　地域活動について

地域活動への参加状況については、“地域活動参加経験者”（「活動している」＋「活動したことがあるが、現在は活動していない」）は約５割（52.7%）を占めています。また、「活動はしたことはないが、今後活動したい」は12.5%となっています。参加したことがある地域活動については、「自治会」が76.3%と7割を超えており、これに続いて「子ども会」（38.4%）、「ＰＴＡ」（28.0%）となっています。

図表 24：地域活動への参加状況について

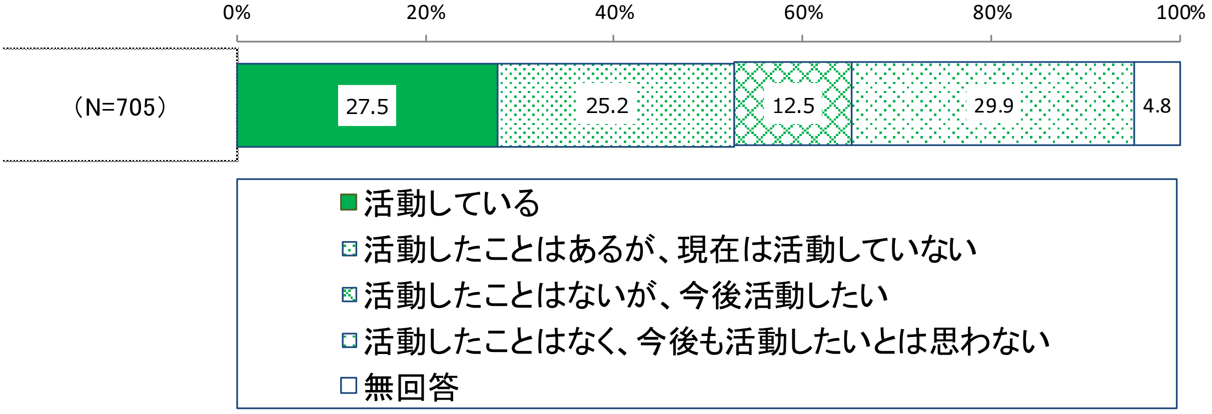

図表 25：活動している（していた）地域活動

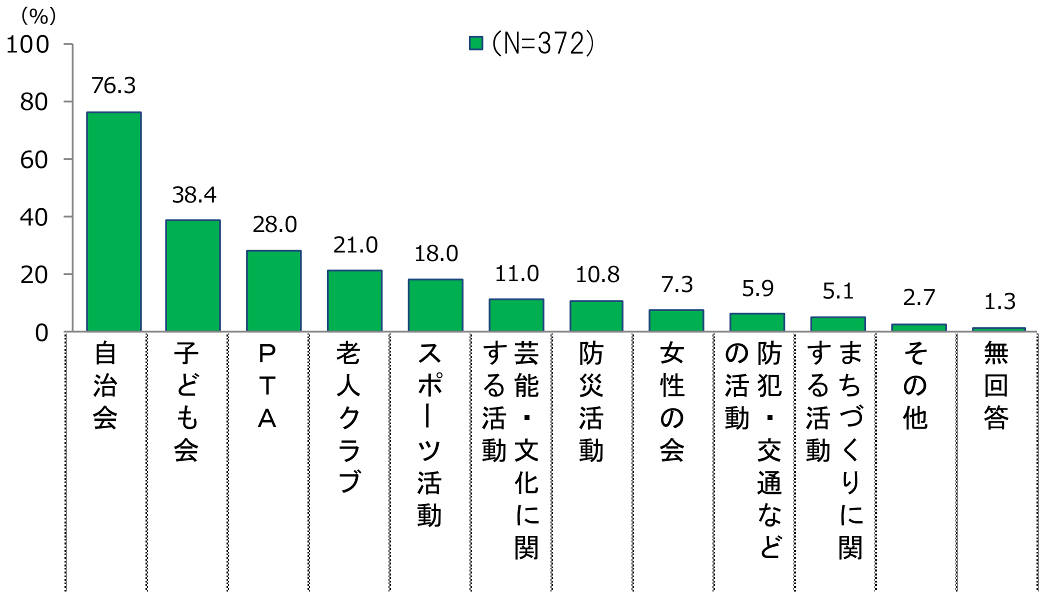

地域活動の主な目的については、「近所付き合いや順番」が 28.5%と最も多く、次いで「地域への貢献」が 26.9%、「隣近所とのふれあい」が 24.5%となっています。

図表 26：地域活動の主な目的

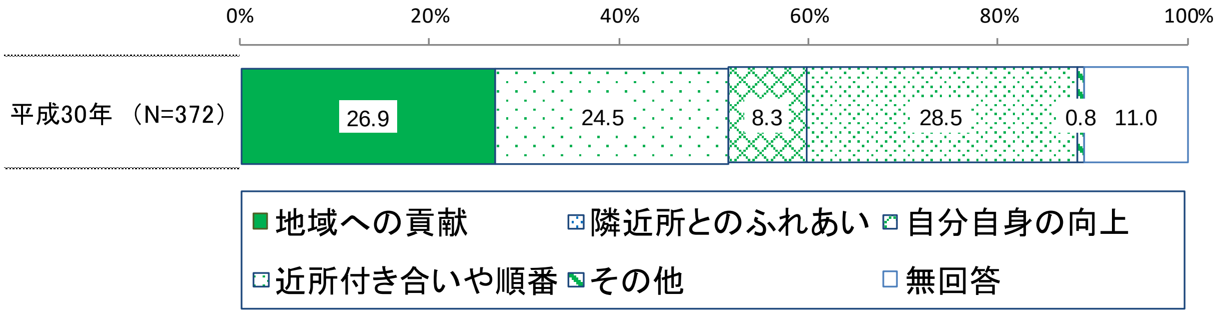

活動したことはないが、今後活動したいと回答した人に、地域活動をしていない主な理由についてたずねたところ、「勤務などの都合で機会がない」が23.9%と最も多く、次いで「引っ越して間もない」が18.2%、「時間がない」と「参加方法が分からない」が13.6%、「自治会に入っていない」が12.5%となっています。

図表 27：地域活動をしていない理由

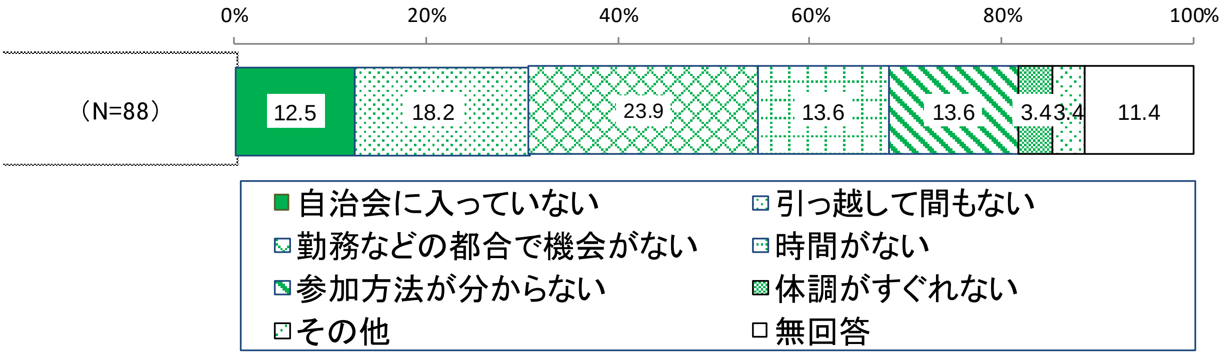

９－５　豊山町の福祉サービスについて

障がいのある人に対して地域として取り組むべきことについては、「障がいに対する理解」が49.8%と最も多く、次いで「災害時の助け合い」が33.2%、「介護者や介護が必要とする人への支援」が27.9%、「地域の人の見守りや声かけ」が26.1%となっています。

図表 28：障がい者に対し地域として取り組むべきこと

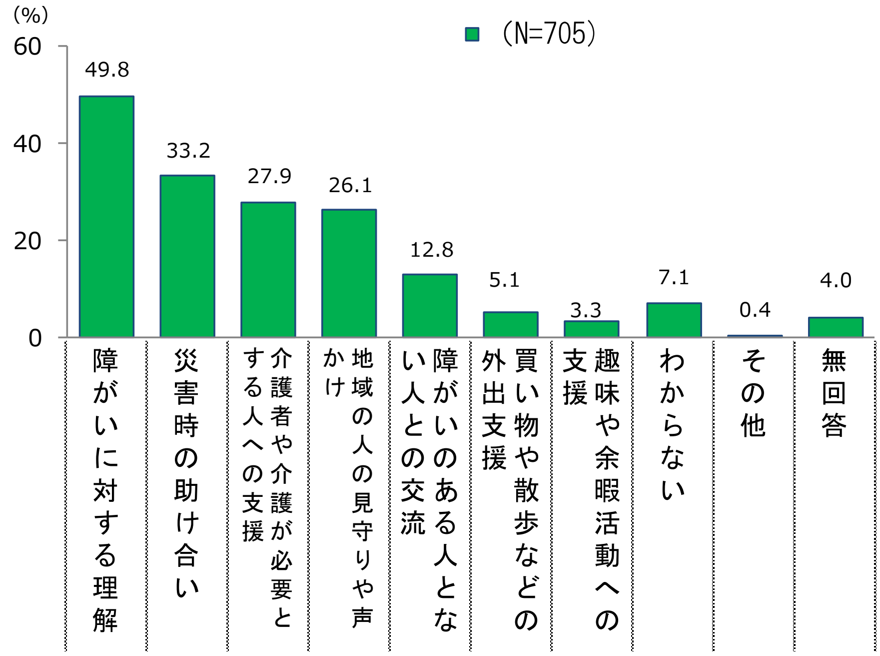

子育てについて地域として取り組むべきことについては、「地域の子どもへの見守りと声かけ」が 36.5%と最も多く、次いで「子どもの安全のための地域のパトロール」が 26.7%、「子ども同士が遊べる機会の充実」が 24.3%となっています。

図表 29：子育てのために地域として取り組むべきことに

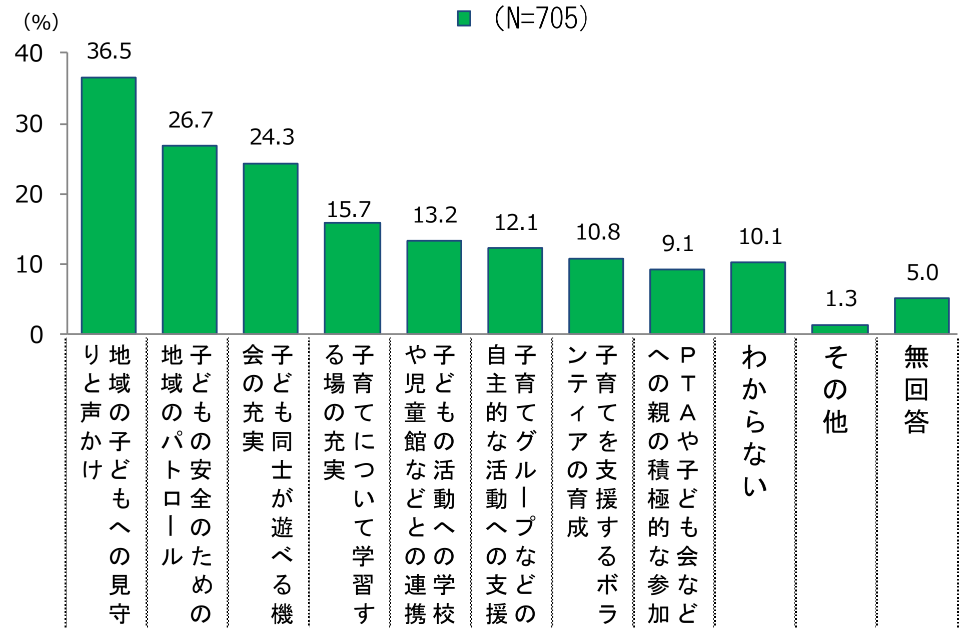

より住みやすい地域とするために重要な取り組みについては、「一人暮らしや高齢者などへの支援」が37.6%と最も多く、次いで「介護者や介護を必要とする方への支援」が36.2%、「安全で快適な生活環境にするための活動」が30.5%、「健康づくりや介護予防の充実」が30.4%、「子育てに関する支援」が27.7%となっています。

図表 30：住みやすい地域とするために重要な取り組み

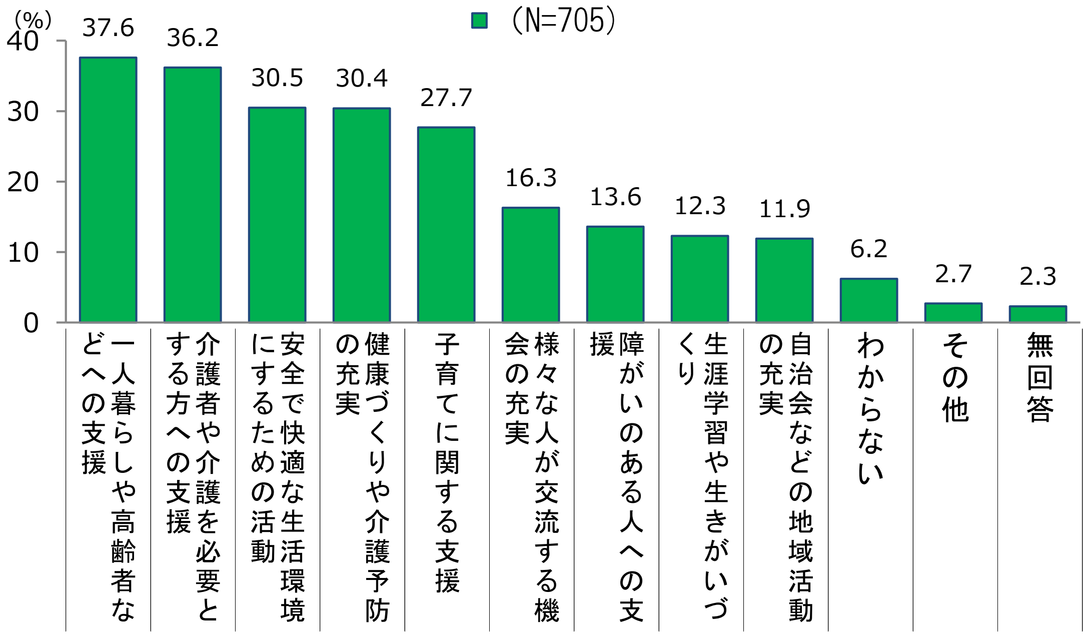

９－６　地域福祉を進めるために地域として取り組むこと

地域福祉を進めていくにあたって、地域として取り組むべきことについては、「災害時の助け合い」が50.4％と最も多く、次いで「地域の見守りや声かけ」が37.3％、「防災や防犯のパトロール」が32.9％となっています。

図表 31：地域福祉を進めるために地域として取り組むこと

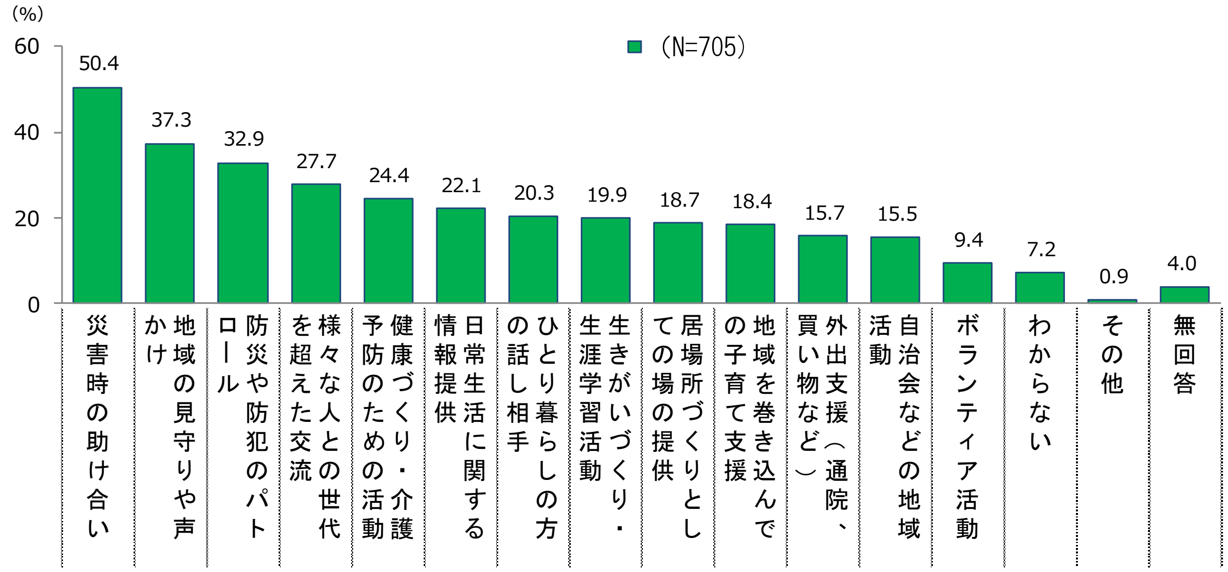

10　健康習慣実態調査からみる現状

10－１　日頃の睡眠について

日頃の睡眠については、「熟睡感がある」人は成人で38.1％、青年期で38.2％と約４割を占めています。一方、「寝不足を感じる」人は成人で42.1％、青年期で48.5％となっており、寝不足を感じている人が多くなっています。

図表 32：よく眠れますか

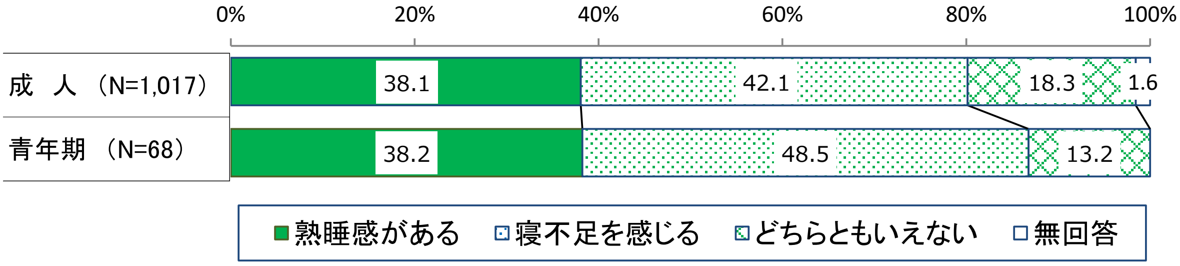

10－２　心配ごとや悩みごとの相談者について

心配ごとや悩みごとの相談者の有無については、「家族にいる」が成人で56.9％、青年期で58.8％、「家族以外でいる」が成人で27.1％、青年期で30.9％となっており、心配ごとや悩みごとの相談をできる人がいる人が８割以上を占めています。

町が行っている「こころの健康相談」で相談することができることを「知っている」人が23.4％、「知らない」人が75.2％となっています。

図表 33：心配ごとや悩みごとの相談者の有無

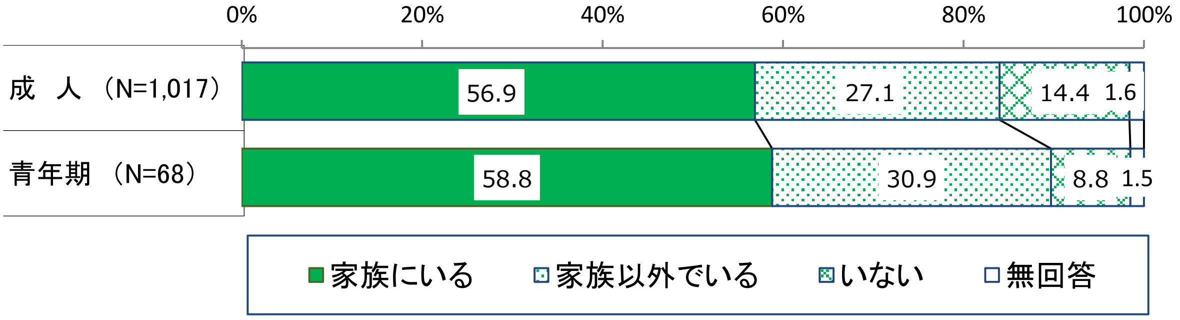

図表 34：町が行っている「こころの健康相談」に相談できることについて

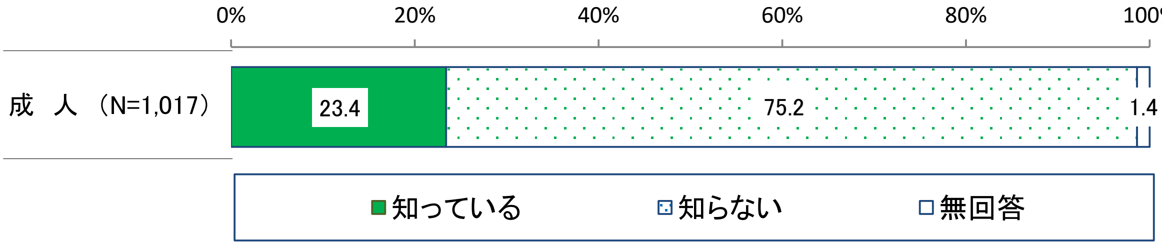

10－３　ストレスについて

最近、１か月間に感じたストレスについては、“感じた人”（「おおいに感じる」＋「多少感じる」）は成人で71.9％、青年期で73.6％となっており、成人、青年期いずれも約７割がストレスを感じています。

また、逃げ出したい大きなストレスがある人は、成人で44.5％となっています。

ストレスの解消の程度をみると、約５割の人がストレス解消法を持っています。

図表 35：最近１か月間に感じたストレスについて

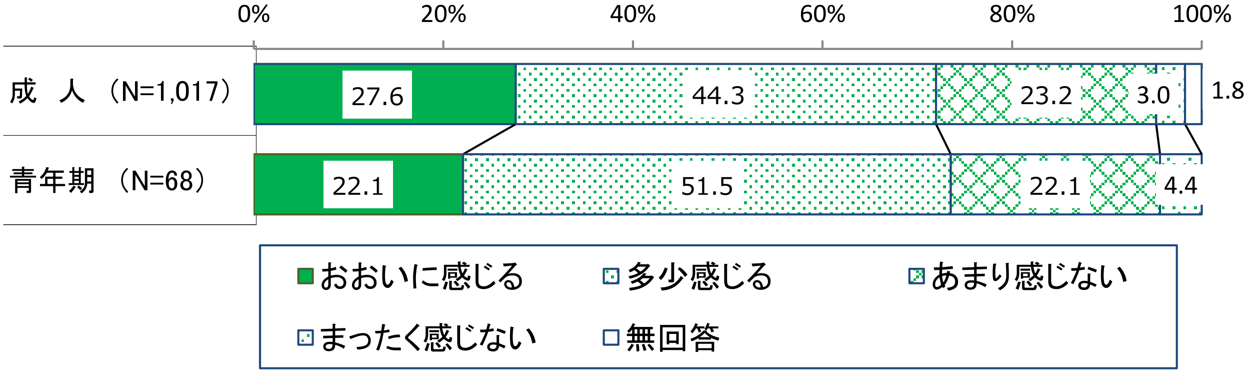

図表 36：逃げ出したい大きなストレスの有無について

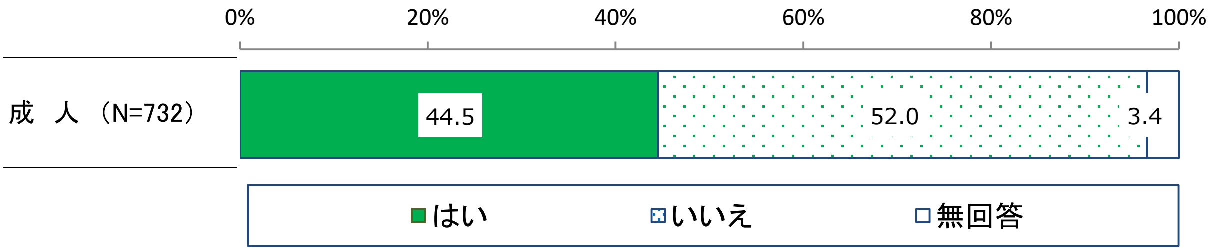

図表 37：ストレス解消法の有無について

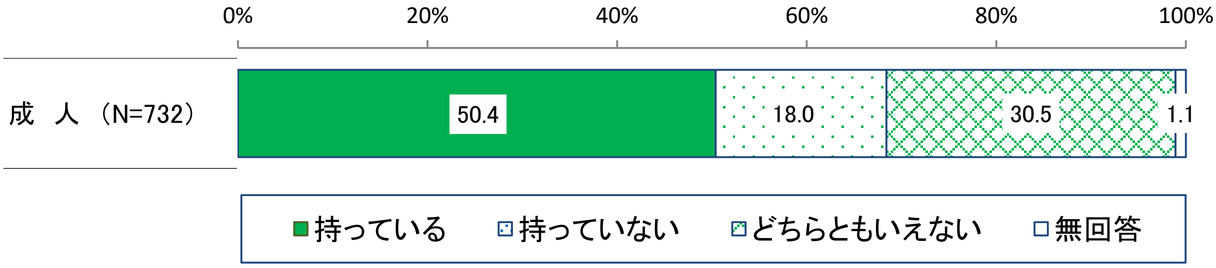

11　地域懇談会での意見

■主な共通課題

項目	主な共通課題
高齢者対策	●独居の高齢者の困りごとの把握が難しい ●独居の認知症高齢者への支援が不足していると思う ●引きこもり気味の高齢者の孤立への対策が必要だと思う
防災・防犯	●避難場所がわからない ●災害に対する不安がある ●小学生の登下校時の安全確保が必要だと思う
自治会	●自治会に入らない人が増加している ●自治会の活動のあり方について検討が必要だと思う
交流・近所づきあい	●自治会に入っていない人との交流が必要だと思う ●多世代交流が減っている ●近隣住民のつき合いが減っている
地域活動等	●ボランティア活動に新しく参加する人が少ない ●地域活動に参加するきっかけがない ●活動への参加方法が分からない ●若いボランティアの方が少ない
交通手段	●病院等に通う交通手段が少ない ●高齢者が外出しにくい
情報	●支援を必要とする人の把握 ●困ったときの相談する場所がわからない ●情報の入手方法が分かりにくい ●当事者にならないとわからないことが多い

■主な解決策

項目	町民	町・社協	各種団体
高齢者・障がい者	●近所の人々が普段より声掛けをしていくようにすべき ●サークルではなく個々に相談できる場所を作る ●サロンに参加する（近所の人を誘う） ●若い人たちとの交流をどんな方法でできるのか考える	●学校・福祉・保健の連携 ●小学生以上に発達障害のフローチャートを作成し、小学校で配布 ●見守り協定業者の活用 ●町の支援内容を広報に載せる ●空き家を活用した地域サロン ●子どもの長期休暇時にデイサービスなどの施設を訪問できる機会を作る	●民生委員が現状を把握し、声掛けをしっかりと行う ●見守り事業の担い手を拡大する ●独居高齢者宅への声かけボランティアの立ち上げ ●ちょっとした困りごとのボランティアの立ち上げ
防災・防犯	●災害に備え、自分がどこに避難するか確認する ●町から情報を出して各家庭で確認	●避難場所を広報で伝える ●災害に備えるため、何を準備しておくべきかパンフレット等で知らせる ●町と地域が一体となって安全確認、防災無線の活用 ●町と団体でホームページを活用し、見やすいホームページを作る ●町と団体でボランティア団体の PR をする ●防犯カメラの設置（場所は要検討）	●必要と思われるレベルの人たちまである程度の情報を開示させる ●地域住民がどの程度までやるべきなのか明確なルールを作り、徹底させるようにする
子育て	●なぜ自治会・子ども会・ＰＴＡに加入しないのか意見を聞いてまとめる ●交流の場を提供 ●自治会・子ども会・ＰＴＡに入ったら楽しいと思ってもらえるような活動 ●大がかりなことでなく、気軽に集まるイベントを開催する	●利用した人の声を聞ける場を作る ●ファミリーサポートのお試しなどの機会の場を作る ●中地区単位でコミュニティセンターを作り、活動を充実させる ●病後児の受け入れ時間を決める ●保育園に看護師を入れるなど、新たな取り組みの検討 ●ファミリーサポートとの連携	●町内の小児科・内科との連携 ●小児科医が保育園に往診に行く ●子育て応援ボランティアの養成

項目	町民	町・社協	各種団体
自治会	●自治会単位で交流の場を作る ●役員になる人の育成 ●両隣の家、あいさつ、助け合い、声かけ、キャンペーン（ポイント制にして特典あり） ●災害時の助け合いの関係づくりが必要 ●自治会への加入を促す ●自治会役員の役割の軽減。 ●メリットをアピール	●自治会の活動内容を広報で知らせる ●各自治会に担当町職員を配置して独自活動を支援 ●町が自治会活動の金銭面を支援 ●町や各自治会にて入会の規則を作る ●町から地域に自治会加入のメリットの説明 ●災害時の支援者のマップ作成	●地域で活動するグループを探し、サポートする仕組みを作る ●近隣住民との交流ができる場を作る ●関係のある団体同士の連絡協議会をもっと行う ●地域の団体（複数）で活動する
ボランティア	●若い人がどんなことに興味があるかを探る	●どんな支援が必要なのかリサーチが必要 ●運動会や行事の時に席を設けて話しを聞く ●ボランティアの情報誌の発行、一覧の作成 ●住民発信用の掲示板を作る	●ボランティアにわかりやすいメリットがない ●ボランティア体験を行う
交流・近所づきあい	●シニア世代の子育て相談会 ●近所の人と何か良いコミュニケーションがとれるようにする ●子どもと高齢者が一緒に楽しめるイベントの開催	●既存団体の活動紹介ガイド作成 ●転入時に町から自治会加入の案内をする	
地域活動等		●活動の宣伝 ●まちサポを活用・宣伝	●スポーツ推進委員の有効活用
交通手段		●タウンバスの本数、経路を見直す（バス停も） ●アンケートをもとに停留所の見直し	●巡回バス又は送迎のサービスを考える ●外出支援ボランティア ●町内循環バス、近隣市町バスを開通する ●タウンバスとの時間の調整
情報	●豊山町発信のLINE・インスタの活用 ●とよやまチャンネルの活用 ●広報を見る	●転入者へ町の便利 MAPを配布する ●窓口を明らかにする ●情報をおもしろく目立つように書き発信する	
共通	●町民の意見を「何でも聞く課」「何でも聞く係」「何でも聞く人」を創設 ●個人情報保護法をしっかりと把握した上で上手く情報を集約し、有効活用する条例を作る ●全世代が参加できる共通のイベントとして、道路のゴミ集めや地域へ花を植えるなどの美化活動の推進 ●毎週決まった時間に参加者に制限を設けず、ただ話をするだけの会の開催 ●いろいろな人と接する機会を増やす		

第３章

計画の基本的な考え方

1　計画の基本構想

1－1　計画の基本構想

本計画では、第４次豊山町総合計画で目指すまちづくりの重点目標の１つである「人がキラリと輝くまち」を計画の基本構想として掲げ、さらなる地域の連携・強化を図り、誰もが地域の中でいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

«計画の基本構想»

人がキラリと輝くまち

1－2　基本理念

地域福祉の推進は、生活上の様々な課題を解決するために、行政や住民はもとより、事業者、福祉活動団体、社会福祉協議会等、地域で福祉にかかわる人々が相互に協力していくことが求められます。そのためには、公的なサービスの提供だけではなく、地域住民の支えあい活動と協働による地域福祉の推進が基盤となります。

そこで、地域福祉計画においては、第２次計画の理念を引き続き踏襲し、人と人、人と地域のつながりを大切にし、お互いに「助け合い　支え合う　あたたかなまち」の構築を目指します。

地域福祉活動計画では、地域福祉計画の理念を受けて、第２次計画の理念を引き続き踏襲し、誰もが安心して生き生きと暮らすために、一人ひとりが「思いやり」の心を持ち、お互いに「手をつなぎ」、福祉の大きな輪を「みんなで育てる」まちづくりをイメージし、「手をつなぎ　みんなで育てる　思いやりのまち」の構築を目指します。

また、それぞれの計画においては、自殺対策の視点を盛り込み、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

« 第３次豊山町地域福祉計画の基本理念 »

「助け合い　支え合う　あたたかなまち」

～だれもが笑顔で　いきいき暮らせる　明るいまち～

« 第３次豊山町地域福祉活動計画の基本理念 »

手をつなぎ　みんなで育てる　思いやりのまち

１－３　基本目標

地域福祉計画の基本理念である「助け合い　支え合う　あたたかなまち」の実現を目指して、４つの基本目標を踏まえながら、その達成に向けて各種施策を進めます。

地域福祉活動計画では、地域福祉計画の基本目標と整合性を図り、４つの基本目標を設定し、その達成に向けて各種施策を進めます。

« 第 3 次豊山町地域福祉計画と第 3 次豊山町地域福祉活動計画の基本理念･基本目標の関連図 »

【行政計画】 第3次豊山町地域福祉計画	【民間の活動計画】 第3次豊山町地域福祉活動計画
基本構想　人がキラリと輝くまち	
（基本理念） 助け合い　支え合う　あたたかなまち	（基本理念） 手をつなぎ　みんなで育てる　思いやりのまち
（基本目標）	（基本目標）
1　地域における助け合いの充実	Ⅰ　仲間を増やし、支え合う担い手づくり
2　福祉サービスの充実	Ⅱ　よりよい支援を受けられる環境づくり
3　地域での助け合い･支え合いの仕組みづくり	Ⅲ　みんなが力を合わせるネットワークづくり
4　いのち支える仕組みづくり	Ⅳ　みんなが見守る地域づくり

2　計画の体系

第３次豊山町地域福祉計画	第３次豊山町地域福祉活動計画

基本構想　人がキラリと輝くまち

第３次豊山町地域福祉計画	第３次豊山町地域福祉活動計画
基本理念　助け合い　支え合う　あたたかなまち	基本理念　手をつなぎ　みんなで育てる思いやりのまち
基本目標１　地域における助け合いの充実	基本目標Ⅰ　仲間を増やし、支え合う担い手づくり
1-1　地域活動の充実 1-2　ボランティア活動の推進 1-3　交流活動の充実	Ⅰ-1　ボランティア活動の強化 Ⅰ-2　地域交流の充実 Ⅰ-3　福祉教育の充実 Ⅰ-4　ボランティア活動等の奨励
基本目標２　福祉サービスの充実	基本目標Ⅱ　よりよい支援を受けられる環境づくり
2-1　情報提供の充実 2-2　福祉サービスの向上 2-3　権利擁護の充実 2-4　生活困窮者の自立支援	Ⅱ-1　情報提供の充実 Ⅱ-2　日常生活自立等の支援 Ⅱ-3　地域福祉活動の推進 Ⅱ-4　各種相談窓口の充実 Ⅱ-5　在宅福祉サービスの普及促進 Ⅱ-6　訪問介護等事業所の運営 Ⅱ-7　通所介護事業所の運営 Ⅱ-8　福祉作業所の運営 Ⅱ-9　相談支援事業所の運営
基本目標３　地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり	基本目標Ⅲ　みんなが力を合わせるネットワークづくり
3-1　防犯・防災対策の充実 3-2　地域福祉の担い手の育成 3-3　関係機関との連携強化 3-4　地域資源の活用	Ⅲ-1　社協事務局組織の強化 Ⅲ-2　福祉団体等への支援 Ⅲ-3　共同募金活動の推進 Ⅲ-4　見守り体制の強化
基本目標４　いのち支える仕組みづくり ＜豊山町自殺対策計画＞	基本目標Ⅳ　みんなが見守る地域づくり
4-1　地域におけるネットワークの強化 4-2　いのち支える人材の育成 4-3　住民への周知と啓発 4-4　生きることの促進要因の支援 4-5　児童生徒のSOSの出し方に関する教育	Ⅳ-1　地域におけるネットワークの強化 Ⅳ-2　生きることの促進要因の支援

第４章

施策の展開

＜地域福祉計画＞

１　地域における助け合いの充実

　地域での助け合い、支え合いを推進するため、地域活動や生きがいづくりの充実に努めます。

１－１　地域活動の充実

▶現状と課題

　地域住民が抱える生活課題や福祉課題等、地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす住民の視点が大切となります。個人や地域の課題について住民同士が議論し、課題やニーズを共有し、課題解決の方法等を地域の力で見出すことが地域福祉推進のためには必要です。

　地域活動の状況は、アンケート調査では現在活動している人が２７．５％みられました。これに過去に活動した人を加えると、地域活動経験者は５２．７％と半数を超えており、２人に１人という割合になります。今まで活動したことはないが、今後活動したいという意欲がある人も１２．５％みられました。

　地域活動に参加していない理由は、「自治会に入っていない」、「参加方法がわからない」といった地域活動に関する情報を得られていないことで、参加していない人がみられます。

　地域懇談会では、自治会に加入しない人が増加しており、自治会の参加者が固定化されていることが問題であるという意見があげられていました。

　このため、住民同士が地域の課題や地域での活動について直接話し合う機会の創造や住民による地域福祉活動の活性化を促すとともに、多様化する福祉ニーズに対する支援の充実に努める必要があります。

図表 38：地域活動への参加状況

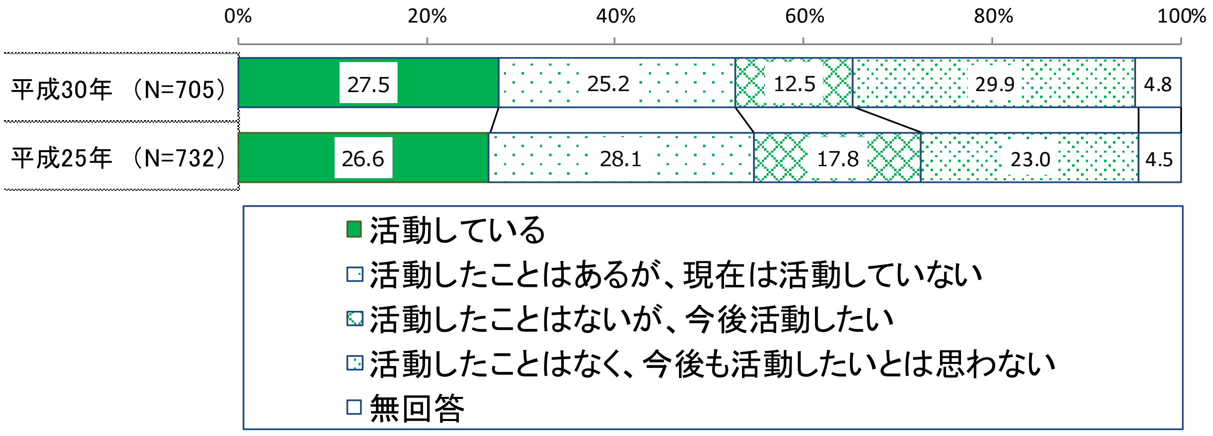

図表39：地域活動をしていない主な理由

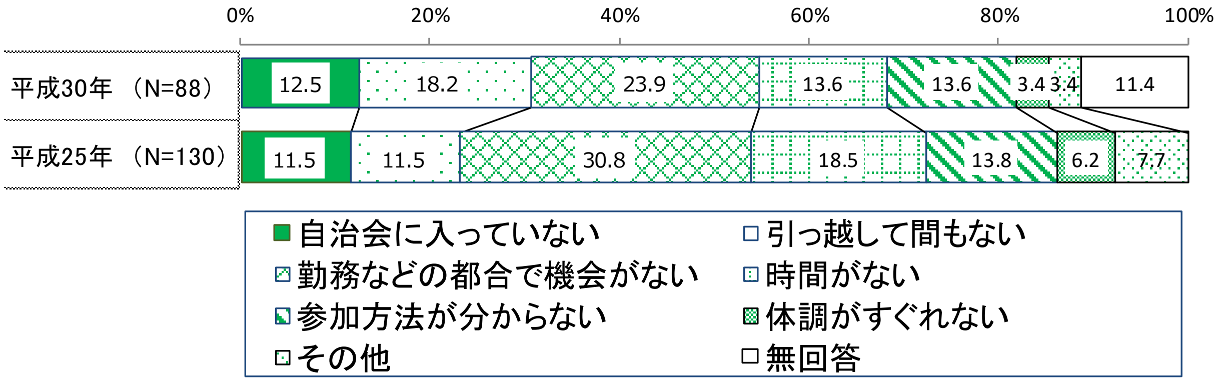

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
近所づきあいの推進	○自分から進んで、挨拶や声かけをしましょう。 ○困っていることや自分の状態を近所の人や地域に伝えましょう。 ○近所の支援が必要な人に対し、気配りをしましょう。また、必要に応じて、町福祉課や地域包括支援センター等の相談窓口へつなげていきましょう。
地域活動への参加促進	○自治会や老人クラブなどの活動に積極的に参加しましょう。 ○積極的に行事などに参加するよう、呼びかけあいましょう。 ○各地区の掲示板や広報紙、回覧等をしっかりと確認しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
地域活動への参加促進	○各地区の掲示板や回覧等を活用し、地域活動に関する情報提供を行いましょう。 ○他の地区や団体の好取組事例に関する情報を各種団体等で情報交換し、情報を共有しましょう。 ○自治会や地域活動などの良い点や意義などをわかりやすく周知しましょう。 ○地域行事に参加してもらえるよう、積極的に働きかけましょう。 ○地域の人がマンションやアパートの住人に対し、自治会への加入を促しましょう。

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
近所づきあいの推進	○通学パトロールや交通安全教室などを通じて地域の子どもを知り、子どもへの声かけを進めます。 ○交通安全ボランティアによる街頭指導によって、地域交流の活性化を図っていきます。
地域活動への参加促進	○住民向けのアンケートを実施することで、課題の洗い出しや自治会運営のあり方自体を見つめ直す機会を設けます。 ○自治会への加入促進に向けた手引きを作成して地区委員に配布し、自治会加入率の向上を目指します。

１－２　ボランティア活動の推進

▶現状と課題

　ボランティア活動の状況は、アンケート調査では、ボランティア活動への参加状況は、活動中や経験者を合せて３０．９％と約３人に１人の割合でボランティア活動経験があります。

　前回調査と比較すると、活動している人の割合は変わっていないものの、活動したことがあるが、現在は活動していない人の割合は増加しています。

　地域懇談会では、ボランティアの減少や活動している人たちの高齢化という問題とともに、ボランティア活動でも参加者が固定化されていること、若い人の参加が少ないこと、活動への参加方法がわからないことなどから、活動への参加者が少なくなっていることが問題であるという意見があげられています。

　今後は、ボランティアの活動内容を積極的に発信し、町民への動機づけや参加できる機会を提供することが必要です。また、地域特有の課題に対応したボランティアの育成を図るとともに、受け入れたい人と活動したい人とを結びつけるための積極的な支援が必要です。

図表 40：ボランティア活動への参加状況

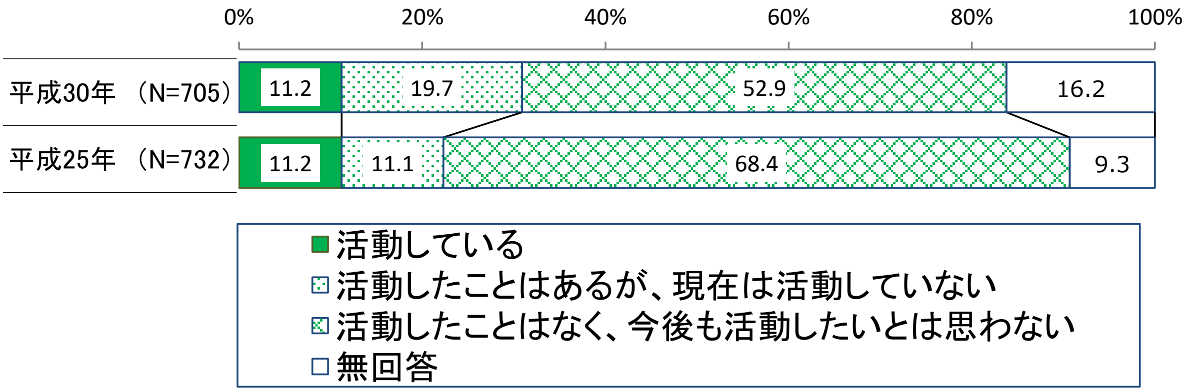

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
ボランティア活動のコーディネート	○「してもらいたいこと」と「自分でできること」を意思表示しましょう。 ○積極的にボランティア活動に参加しましょう。 ○ボランティアの機会を通じて、世代間交流をしましょう。
ボランティア活動の情報	○社会福祉協議会の広報紙で、ボランティアに関する情報を収集しましょう。
小中学生のボランティア体験	○子どものころから積極的にボランティアに参加しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
ボランティア活動の情報提供	○健康・福祉フェスティバルなど、あらゆる機会を通じてボランティア活動を周知しましょう。 ○社会福祉協議会において、ボランティアセンターに関する情報提供の充実に努めます。
ボランティア活動の参加促進	○各地区の掲示板や回覧等を活用し、ボランティア募集を行いましょう。 ○ボランティア団体と自治会が連携し、ボランティア活動を推進しましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅰ－１　ボランティア活動の強化：P71 参照
Ⅰ－３　福祉教育の充実：P72 参照
Ⅰ－４　ボランティア活動等の奨励：P73 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
ボランティアセンターの充実	○ボランティアセンターの運営や活動の強化を進めるため、登録団体すべてがボランティアセンター連絡協議会へ参加するとともに、運営委員会において、活動に関する情報交換等を行い、ボランティアセンター機能の充実を図ります。 ○ボランティアセンターの現状把握と整理を行います。
ボランティア活動のコーディネート機能の充実	○愛知県社会福祉協議会が開催する養成講座に参加し、ボランティアコーディネーターを養成します。
ボランティア活動の情報提供	○健康・福祉フェスティバルにおけるボランティア団体の活動内容を広報とよやま、とよやまチャンネル等を通じて紹介します。 ○ボランティアに興味をもってもらい、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけを作ります。
小中学生のボランティア体験機会の充実	○学校卒業後もボランティア活動が続けられる環境の整備を検討するとともに、福祉への関心を高める取り組みを進め、次代を担う地域福祉リーダーの育成を図ります。

１－３　交流活動の充実

▶現状と課題

地域福祉活動を推進するためには、地域の創意工夫を生かした身近な場所での支え合いの関係をつくり、支援が必要な人の問題の発見や援助をサポートする活動が重要です。

アンケート調査でも、近所付き合いの程度は、「顔が合えばあいさつはする」が５７．７％、「気の合った人とは親しくしている」は１９．４％、「日頃から助け合っている」は１０．２％となっています。前回調査と比較すると、日頃から助け合っている割合が低くなっており、地域とのつながりや交流が希薄であることがうかがえます。

地域のつながりを再生し強くしていくため、また地域における多様な生活課題に的確に対応するためには、隣近所などごく身近な地域における支え合いの活動の範囲から、その領域の拡大とともに、地域間の連携を強化する必要があります。

このため、身近な地域におけるつながりを強化するために、誰もが気軽に参加できる交流の場を充実させるとともに、地域全体の広がりのある地域活動の活性化及びネットワークの強化に努める必要があります。

図表 41：近所付き合いの程度

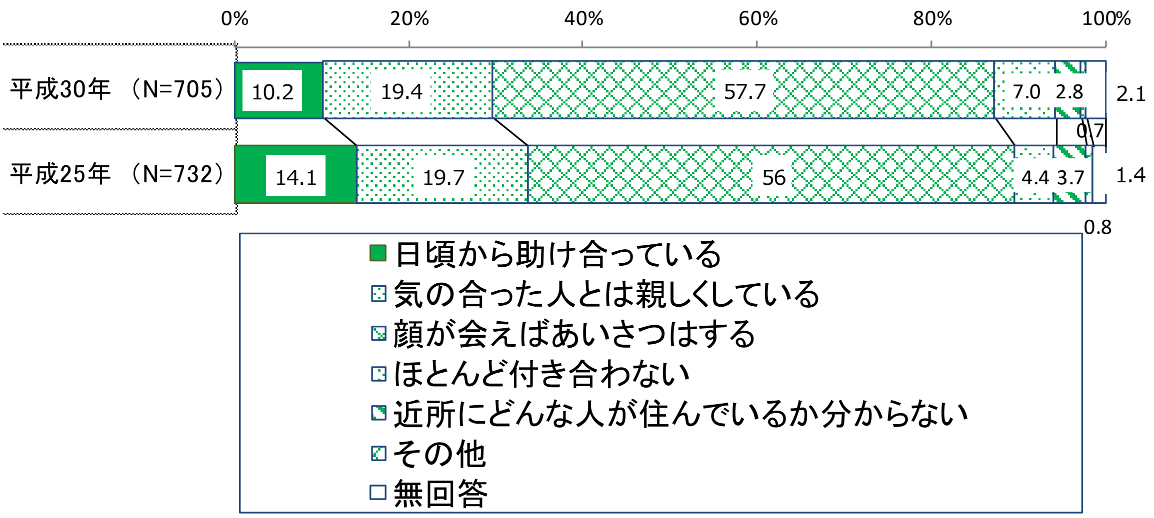

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
自主的な交流活動の推進	○自治会やボランティア等の地域活動に積極的に参加しましょう。 ○学んだことや培ったことを地域に還元し、地域の活性化を図りましょう。
近所づきあいの推進	○自ら進んで挨拶や声掛けをしましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
自主的な交流活動の推進	○一人暮らし高齢者や支援を必要とする人と地域が交流しましょう。
交流機会の提供	○様々な年代が参加できる行事を開催しましょう。 ○公園、社会教育施設でのスポーツ、イベント、趣味のできる機会・場を増やしましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅰ－２　地域交流の充実：P72 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
自主的な交流活動の推進	○地域で高齢者同士が気軽に集える場（サロン）や交流できる行事を開催するとともに、様々な世代が一緒に活動できる場を設けていきます。
交流機会の提供	○若い人でも興味・関心をもって参加できるような講座を開催します。 ○町民の交流機会を創出するため、住民のニーズに合わせた講座の企画や年代や地区を超えたつながりをつくる機会を提供していきます。 ○新たに転入してきた町民も含めて多くの方々に楽しんでいただき、地域のつながりを強めることのできる魅力的なまつりを継続的に開催します。 ○健康に対する正しい理解を深め、福祉に根差した福祉のまちを目指し、町民が交流できる行事となるよう健康・福祉フェスティバルを開催します。

２　福祉サービスの充実

相談体制の充実や福祉サービスに関する情報提供の充実、サービスの質の向上を図り、誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

２－１　情報提供の充実

▶現状と課題

法改正等による福祉制度の変更やサービス提供主体が多様化する中、利用者が自分に合った福祉サービスを選択し利用するためには、サービスの利用に関することや事業者のサービス内容等の情報が適切に提供される必要があります。

アンケート調査では、福祉サービスの情報をどの程度入手できているかについては、「十分できている」と「できている」を合わせた“福祉サービスを入手できている人”は２３.３％となっています。前回調査と比べ入手出来ている人の割合は大きく変わっていないことから、今後より情報が入手しやすくし、必要な時にすぐに情報を入手できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、福祉サービスの入手先は「町の広報紙」が５７.９％と最も多くなっています。一方、現在では情報提供の主要なメディアになりつつあるインターネットは２１．１％と約５人に１人の割合の利用となっており、前回調査と比べると、町の広報紙の割合が減少し、インターネットの割合が増加しています。

支援を必要としている人が、制度の内容や利用の方法、サービス提供事業者の情報等を必要なときに入手しやすいよう、広報紙やホームページ、パンフレットなどの多様なメディアを通じて、効果的な情報提供に努めるとともに、内容の充実に努める必要があります。

図表 42：福祉サービスの情報の入手程度

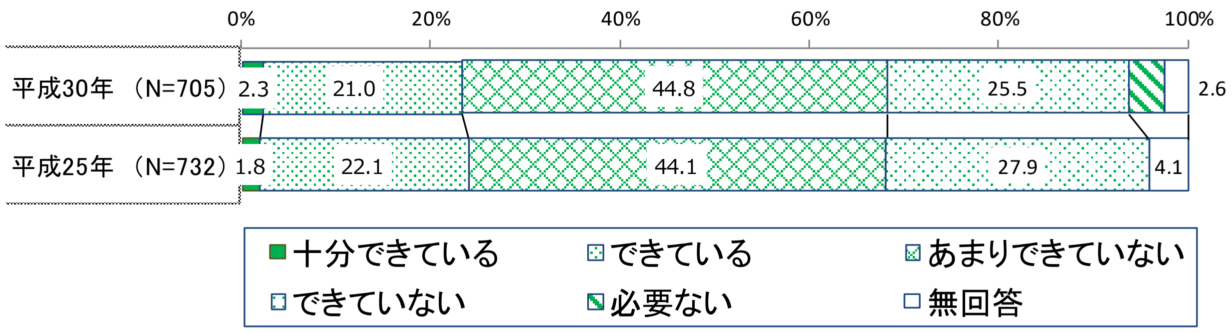

図表 43：福祉サービスの情報の入手情報源

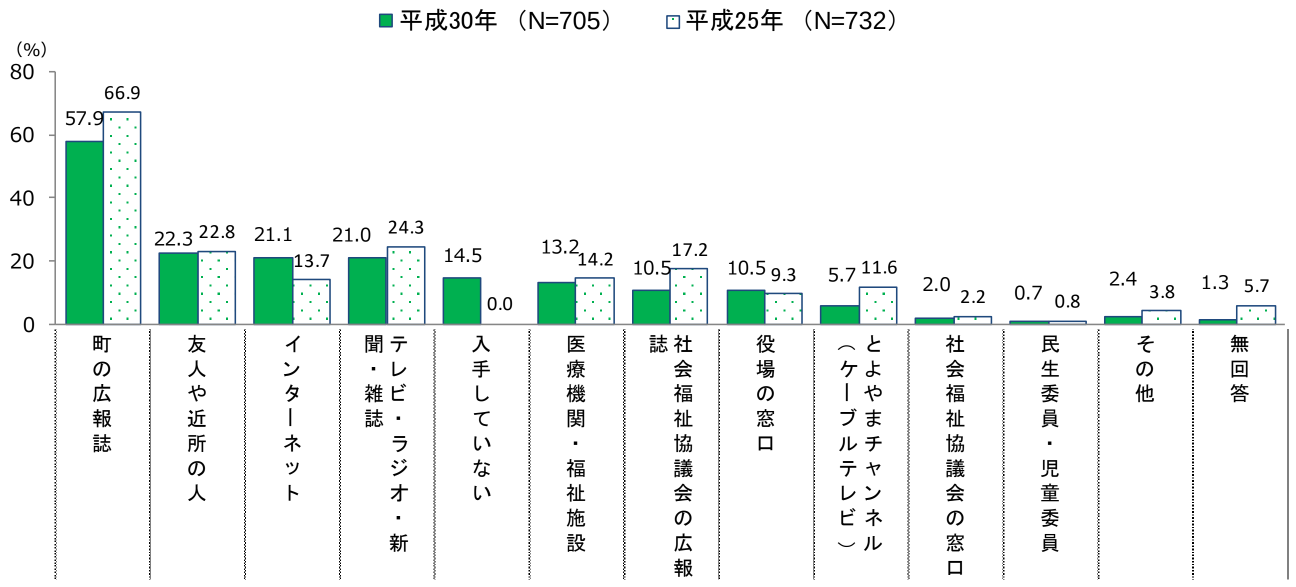

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
情報の収集・発信	○周囲の人に福祉サービスや地域の情報を発信しましょう。 ○広報紙やホームページ、各地域の掲示板等を活用し、相談窓口や福祉サービス、地域の情報等を収集しましょう。 ○町民の声やホームページ、町長との対話を活用して問題を発信していきましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
情報の収集・発信	○スポーツ、文化、生活、健康など、様々な情報を各地域の掲示板に掲載しましょう。 ○社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会など、地域組織の活動を活発にし、地域の人たちの状況を把握しましょう。
相談窓口の充実	○自治会が地域住民の意見や状況を把握し、積極的に行政に相談や要望をしていきましょう。 ○サービス利用に関する相談先の周知を図りましょう。 ○社会福祉協議会の広報紙による周知を図りましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅱ－１　情報提供の充実：P74 参照
Ⅱ－４　各種相談窓口の充実：P77 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
相談窓口の充実	○町内に障がい福祉に関する相談支援事業所を開設し、相談支援事業の充実を図ります。 ○相談窓口の情報について、継続して広報とよやま、とよやま暮らしの便利帳、ホームページを通して周知を図ります。 ○関係各課・関係機関に福祉サービス一覧等を設置し、周知啓発に努めます。 ○子育て支援の円滑な推進を図るため、子育てに関するコーディネーター役として、子育て支援員の活用を促します。子どもや保護者の身近な場所に、専任の支援員を窓口に配置することで、教育・保育・保健等に関する情報提供や相談・助言を行います。 ○地域包括支援センターで介護保険サービス、高齢者を支援するための総合相談を実施しています。また、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を実施しています。 ○高齢者やその家族が、高齢者に関する相談窓口が地域包括支援センターであるということを認識し、困りごとがある場合は早期に相談ができるよう、多様な方法でＰＲを実施していきます。
情報の収集・発信	○障害者手帳の交付時に、町福祉課で発行している「障がい福祉制度のご案内」により障がい福祉制度の案内をします。 ○愛知県発行の「福祉ガイドブック」も随時活用し障がい福祉制度の案内をします。 ○ガイドブックの内容や配布方法を見直し、高齢者やその家族が町の支援内容を認識し、支援が必要な時に利用できるようにします。 ○６５歳到達者に被保険者証と同封して介護保険ミニガイドを送付して介護保険制度の趣旨普及に努めています。 ○窓口で相談のある方に対し、介護保険パンフレットを利用して制度説明を実施しています。
わかりやすい情報提供	○障がい福祉制度について、広報とよやま、とよやま暮らしの便利帳、ホームページなどを通じて情報提供を行っていきます。 ○サービスが必要な人に適切に届くよう、周知方法の工夫に努めます。 ○広報とよやま、とよやま暮らしの便利帳、ホームページなどを通じて情報提供を行います。また、介護予防パンフレット「豊山町いきいき安心生活ガイド」を作成して配布します。 ○高齢者やその家族が、介護予防教室・講演会や町の高齢者に関する支援情報の入手をしやすい環境を作るため、町内の医療機関・銀行・スーパー・喫茶店等にＰＲチラシの設置やＰＲポスターの掲示を依頼します。

２－２　福祉サービスの向上

▶現状と課題

住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活を送ることは、全ての町民の願いです。地域には、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など様々な人々が生活しており、支援を必要としている人の生活課題は多岐にわたっています。

本町では、支援を必要としている人に対応するために、生活や福祉、子どもに関する相談先として町の窓口をはじめ、地域包括支援センターや総合福祉センターがあります。さらに、町内には、民生委員・児童委員、主任児童委員がおり、地域の身近な相談相手として活動をしています。

アンケート調査では、困ったときの相談相手については、「家族・親族」が８６.０％と最も多く、次いで「知人・友人」が４６.８％、「医師」が２０.６％となっており、身近な人へ相談する人が多くみられます。一方で、役場や保健センター・地域包括支援センターなどの公的機関へ相談している人は１０％未満と低くなっています。

今後は、相談窓口の周知に努めるとともに、地域住民が相談しやすいように相談窓口の一本化を図り、相談情報を共有化するなど、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

図表 44：介護や病気、子育てなどに困ったときの相談者

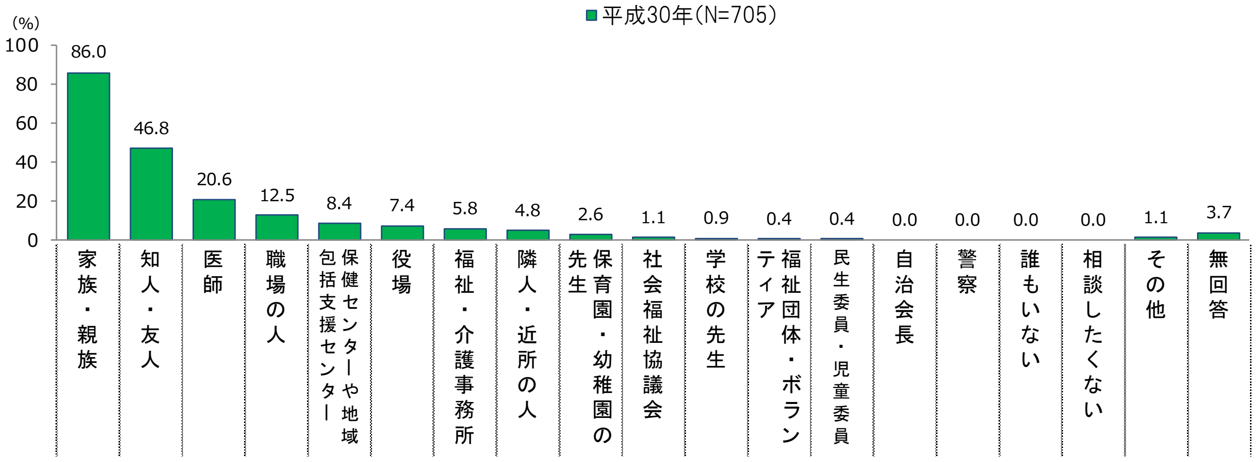

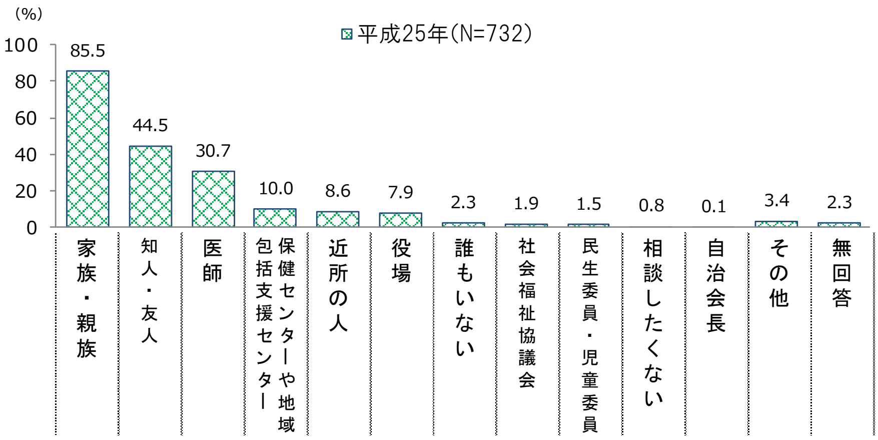

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
地域の困りごとの把握	○一人暮らし高齢者や子育て中の家庭へ積極的に声をかけましょう。 ○困っていることは、ひとりで抱え込まず、周囲の人に相談したり、各種相談事業を積極的に活用しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
福祉サービスの充実	○サービス提供事業者自らがサービス利用者の意見を聴取し、ニーズの把握と改善に努めましょう。 ○地域の人から相談を受けた場合は、必要に応じて町や専門的機関等へつなげていきましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅱ－５　在宅福祉サービスの普及促進：P78 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
福祉サービスの相談窓口の充実	○町福祉課に相談で対応できない相談は、ほかの関係機関につなぐなど各種機関と連携を図ります。
地域の困りごとの把握	○悩みや困りごとをじっくり聴き、孤独や不安を取り除く手助けをする傾聴ボランティアを支援し、傾聴の中から把握した困りごとを必要に応じて専門機関につなげます。
福祉サービスの充実	○配食サービス、タクシー利用の助成、家族介護用品購入の助成等町独自の高齢者日常生活支援サービスの提供を行います。 ○ニーズや課題の把握を続け、必要なサービスについては、事業化をすすめます。 ○住民やボランティア団体、地縁組織などに働きかけ、インフォーマルサービスの構築を進めます。

２－３　権利擁護の充実

▶現状と課題

現在の福祉サービスは措置から契約に制度移行されており、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対しての権利擁護の必要性が高まっているため、成年後見制度などの支援や権利が保障されるシステムの整備充実が求められています。

また、近年、児童虐待や高齢者虐待などの社会問題が表面化し、全ての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

このため、成年後見制度などの権利擁護事業の普及・啓発活動を行うとともに、判断能力が十分でない人への支援に努める必要があります。また、一人ひとりの人権が守られるよう関係機関等と連携し人権侵害の防止に努める必要があります。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
権利擁護の充実	○支援を必要としている人などの情報について、関係機関に連絡しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
権利擁護の充実	○福祉サービスを提供する事業者は、利用者の利益と基本的人権を尊重しましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅱ－２　日常生活自立等の支援：P75 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
権利擁護の充実	○身の回りのことや金銭管理などができず、判断能力が十分でない障がい者（知的障害者、精神障害者）については、社会福祉協議会の実施している福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業の利用を進めていきます。 ○成年後見制度利用促進基本計画を定め、中核機関の設置を行います。 ○成年後見制度の利用を促進するために、普及啓発を積極的に行い、制度利用の支援を行います。

２－４　生活困窮者の自立支援

▶現状と課題

近年、生活困窮者が増える一方で、当事者のもつさまざまな問題を解決するには、今までの制度などでは対応しきれないという課題が生じており、そのための支援が重要となっています。

こうした背景のもと、平成 27 年４月から、新たに生活困窮者自立支援制度が開始されました。本町の生活保護受給者数については近年大きな増減はありませんが、平成３０年で７５世帯８２人となっています。また、生活保護受給世帯に限らず、消費税の増税や物価の上昇などにより、経済的な苦しさを抱える人が少なからずいると推測されます。

今後、複合的な問題を抱えた生活困窮者への包括的な支援とともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくりを進めていく必要があります。また、地域では、社会福祉法人による社会貢献活動として、生活困窮者への支援を行い、地域のセーフティネットとしての役割を担っていくことが求められています。所得格差が拡大しつつある現代社会において、いくつもの問題を抱える人が地域で安心して生活できるよう相談体制の充実や支援が求められています。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
生活困窮者自立支援制度の推進	○新たな支援制度の内容の理解し、必要に応じて利用していきましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
生活困窮者自立支援制度の推進	○身近で生活に困窮している人を見つけたら、行政の専門機関につなげましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅳ－２　生きることの促進要因の支援：P85 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
生活困窮者への支援の充実	○町福祉課が相談窓口となり福祉事務所で実施する生活困窮者自立支援事業の住宅確保給付金の制度や就労訓練事業につなげます。
相談支援体制の充実	○町福祉課が相談窓口となり福祉事務所で実施する生活困窮者自立支援事業の相談支援事業につなげます。
相談窓口等のわかりやすい情報発信	○生活困窮者自立支援事業のリーフレットの配布をします。

３　地域での助け合い･支え合いの仕組みづくり

地域福祉活動の活動基盤を充実させるため、ボランティアや町民活動に対する支援や担い手の育成、自治会活動等の推進を図ります。

３－１　防犯・防災対策の充実

▶現状と課題

町民が安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃からの災害や犯罪に備えたまちづくりが必要です。

アンケート調査からは、東日本大震災以前に比べて、自分自身で守る意識や社会全体で助け合う意識が大切と思うようになった人が半数を超えるなど、前回調査と比べて、住民の防災意識が徐々に高まってきています。

さらに災害時に被害を最小限に抑えるためには、まずは住民一人ひとりが災害に対する日頃の備えを行うとともに、それと併せて災害時には初動体制が非常に重要であることから、日頃から隣近所同士が地域に目を向け、見守り・声かけ活動を通じ、あらかじめ助け合える関係を築くことが重要です。

また、子ども、高齢者や障がい者など、要配慮者といわれる人たちは、自分一人で避難することができなかったり、必要な情報が伝わりにくいことから、地域の避難行動要支援者の所在の把握をするとともに、災害時の安否確認や避難誘導を含めた支援体制の確立や避難後の避難所運営における配慮が求められています。

さらに、近年、子どもや高齢者など社会的弱者を狙った悪質な犯罪が年々増加しており、それらを防ぐ取り組みが求められています。犯罪から身を守るためには、「自分たちの身は自分で守る」という住民一人ひとりの防犯意識を高めることはもちろんのこと、行政と地域、関係機関・団体協働による防災・防犯体制を充実させるとともに、町民の防災・防犯に対する意識の向上やあいさつ・声かけ運動、見守り活動を活性化し、災害や犯罪に強い地域づくりを進めていく必要があります。

図表 45：東日本大震災以前（2011 年 3 月 11 日以前）と現在と出の気持ちの変化

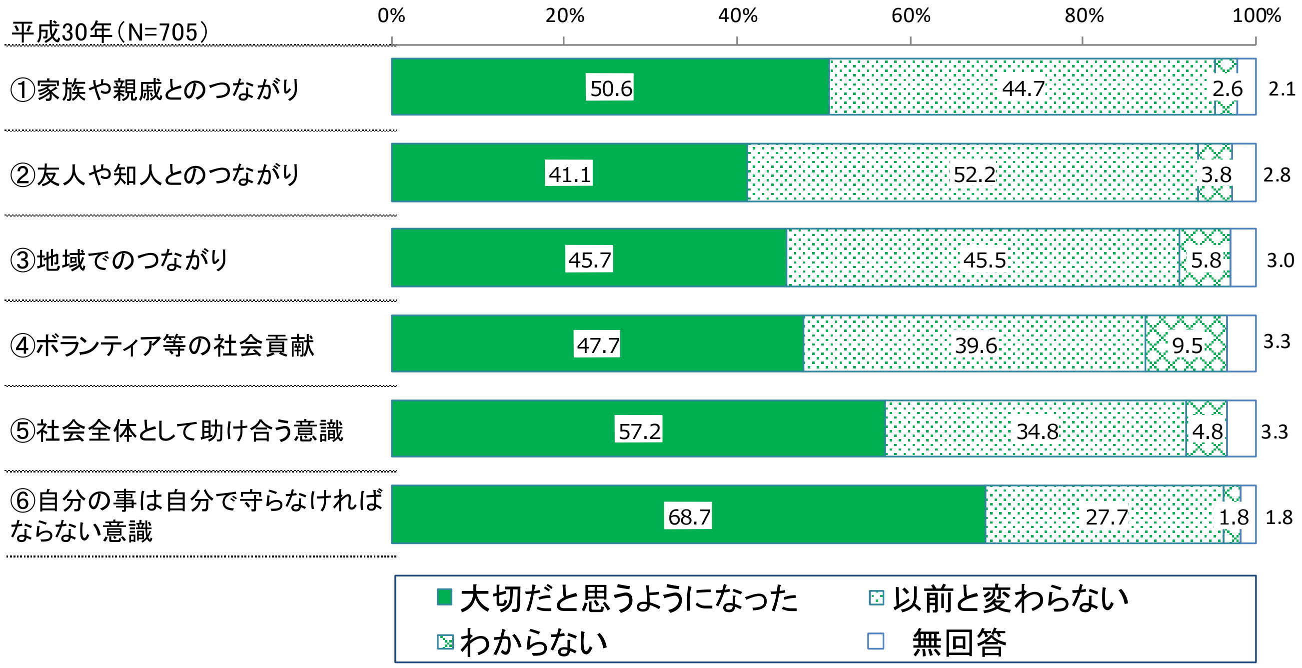

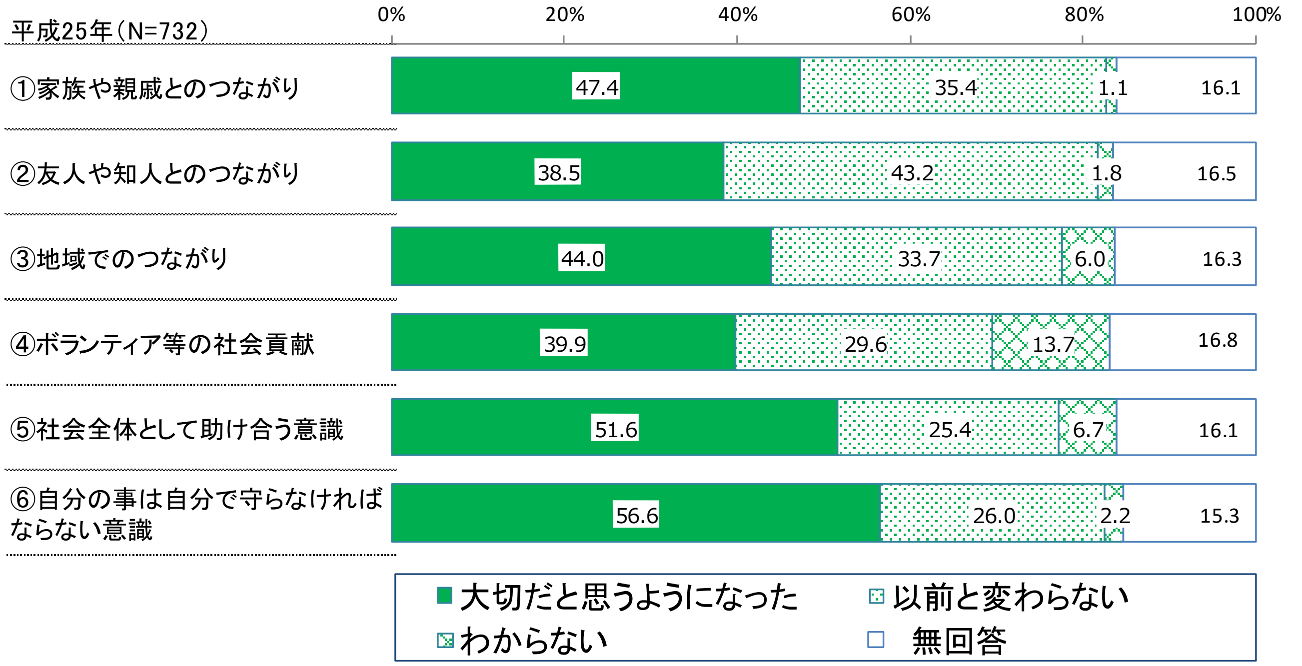

図表 46：防災に対する取り組みや、緊急時の対応

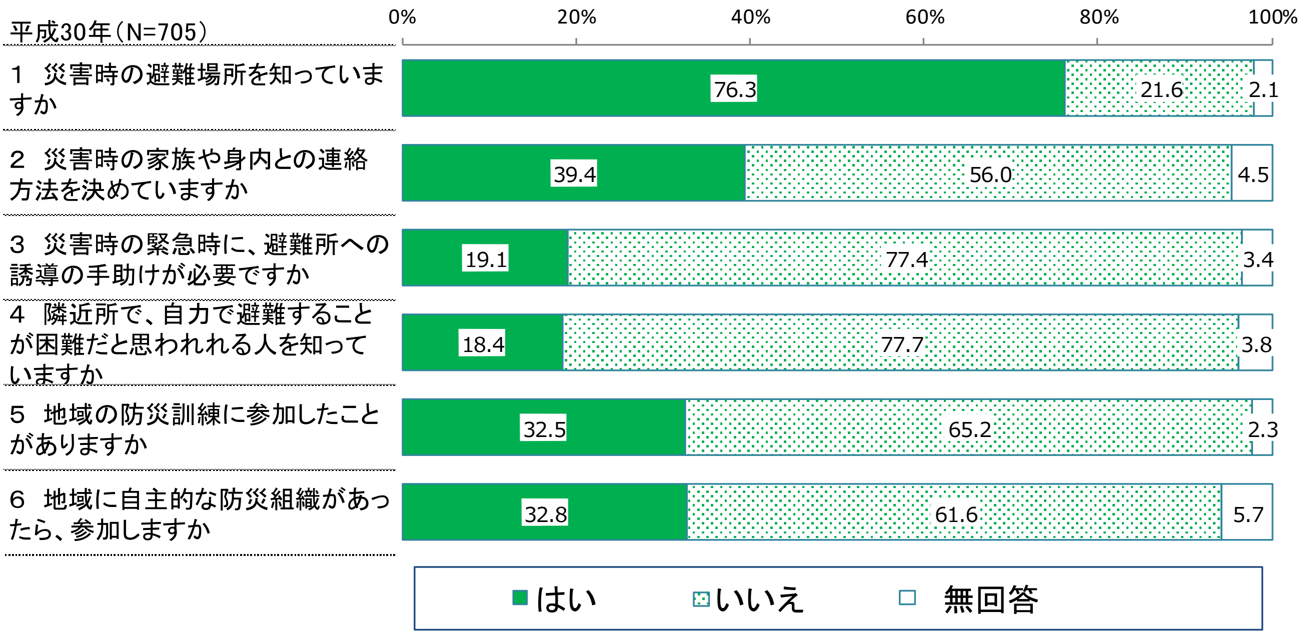

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
防犯対策の充実	○ウォーキングや散歩など野外での活動をするときは、子どもの登下校時にあわせて行いましょう。 ○防犯意識を高め、不審者情報は速やかに警察へ通報するとともに、近所の人へ情報を伝えましょう。 ○不審者などに対する対処を家庭でも教え、実行できるようにしょう。 ○家の玄関灯で、まちを明るくしましょう。 ○悪徳商法など消費者被害防止に関する情報を積極的に収集しましょう。
防災対策の充実	○日ごろから家族で災害に対する備えをしっかり行いましょう。 ○災害時における家族のそれぞれの役割等を決め、災害に備えましょう。 ○助けてもらいたいことを遠慮せずに発信し､「避難行動要支援者名簿」に同意しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
防犯対策の充実	○ボランティアを募り、子どもの登下校時に通学路に立ってもらいましょう。 ○地域でパトロール隊をつくりましょう。
防災対策の充実	○各地域で年に１回、防災訓練をしましょう。 ○自治会や民生委員・児童委員等と連携し、災害時の要配慮者を把握しましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅲ－４　見守り体制の強化：P83 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
防犯対策の充実	○地域ぐるみで防犯意識を高め、子どもたちの登下校時における通学パトロールなどの見守り活動を推進するとともに、町民自らの手で犯罪の抑止、防止につなげる活動を進めます。 ○防犯ボランティアが活動しやすいように支援を行っていきます。
防災対策の充実	○毎月、避難行動要支援者名簿の更新をしていきます。手帳の新規取得の方など対象者には、できるかぎり同意を得られるように促していきます。 ○避難行動要支援者名簿の更新を迅速に行うとともに、新聞配達事業者等と、高齢者等見守り活動協定を締結して、高齢者の見守り活動を実施します。 ○災害時要援護者支援体制マニュアルを現行の避難行動要支援者体制にあったものに見直します。 ○避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員や自治会、自主防災会等関係機関へ情報共有し、災害時の要配慮者支援を確実なものにします。

３－２　地域福祉の担い手の育成

▶現状と課題

住民の生活課題は多様化しており、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではなく、公共サービスや民間サービス、さらには町民と地域の協力を組み合わせ解決することが必要です。行政や福祉サービス提供事業者だけでなく、ボランティアや NPO の関係団体等、様々な人々の協力や連携のもとに、地域の課題解決に向け取り組む必要があります。

そのため、町民一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であることを自覚し、地域福祉に関心をもち、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うとともに、リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成が重要です。

さらに、子どもから大人までの思いやりの心を育むため、町民の福祉に関する学ぶ機会を充実し、福祉に対する心の情操により、将来の地域福祉の担い手を育成することが望まれています。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
助け合いの意識の醸成	○親は自らルールを守り、子どもが間違っていることに対しては、注意しましょう。 ○家庭内の会話でもモラルを守りましょう。 ○「おたがいさま」の気持ちを持ちましょう。 ○隣近所の子どもの面倒をみてあげましょう。 ○自分でできることは自分で行い、手助けして欲しいことは発信していきましょう。 ○「良いこと」「悪いこと」「褒めること」「叱ること」を大切にしましょう。
福祉教育の充実	○家庭の場で、子どもと大人が一緒に福祉の重要性を学びましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
人材・組織の育成	○ボランティア団体やグループを積極的に作りましょう。 ○地域組織において、若い指導者の養成をしましょう。 ○ボランティアや地域の団体が連携し、子どもの世話をする場をつくりましょう。 ○自治会やサークル団体でボランティアを体験しましょう。
福祉教育の充実	○親子で参加できるマナー教室を開催し、身近なことから毎回テーマを決めて学び合う、人材教育をしましょう。 ○障がいのある人と交流し、福祉に興味をもてる説明会、勉強会を行う機会を持ちましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅰ－３　福祉教育の充実：P72 参照
Ⅲ－３　共同募金活動の推進：P82 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
人材・組織の育成	○ボランティア活動を広めていくためには、地域の推進役となるボランティアリーダーの役割が重要です。このため、社会福祉協議会が中心となってリーダーの育成に努めます。
福祉教育の充実	○総合的な学習の時間において、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア体験や福祉実践教室を通して、児童生徒の福祉の心を育んでいきます。 ○出前講座の開催を通して、自治会や地域の活動団体における福祉教育への推進を図ります。

３－３　関係機関との連携強化

▶現状と課題

地域には、さまざまな活動を行う組織や団体があります。地域の福祉課題を解決し、地域福祉を一層推し進めていくためには、行政の取り組みだけでなく、自治会・民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他関連団体など地域のさまざまな組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

地域福祉を推進するためには、地域福祉に関わる組織・団体だけでなく、他分野の団体とも連携し、横断的なネットワークづくりによる地域ぐるみの取り組みの強化が必要です。

地域福祉を進めていく上で、さまざまな団体等の関係機関の活動が総合的につながりをもつことが重要であり、社会福祉施設や医療機関などの社会資源とネットワークを結び、地域の身近な問題を解決する仕組みづくりが求められています。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
情報交流	○団体に参加している一人ひとりが、積極的に他の団体の情報を収集しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
組織間の連携	○町や社会福祉協議会と連携し、関連する団体を把握しましょう。
情報交流	○ボランティア団体等の活動を発表しましょう。 ○ボランティア団体等の関係団体が集まって、意見を交換しましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅲ－１　社協事務局組織の強化：P81 参照
Ⅲ－２　福祉団体等への支援：P82 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
組織間の連携	○自治会組織、ボランティア活動を活性化し、地域福祉の大きな推進力として自主的な地域活動を推進していく地域活動団体として支援していきます。 ○子ども会活動を通して、子ども一人ひとりの地元愛を育むとともに、ジュニアリーダークラブの活動等を通して、将来のリーダー育成を推進していく団体を支援していきます。
情報交流	○社会福祉協議会のボランティア連絡協議会において、異なるボランティア団体が連携・協働して活動を進める場合に、より効果的な活動の展開を支援します。

３－４　地域資源の活用

▶現状と課題

住民が積極的に地域福祉活動に参加するためには、住民同士による福祉に関する話し合いや情報交換など、交流や活動を行う場所が必要になります。

本町には、多くの公共施設や様々な地域活動を行う場があり、子どもたちや高齢者のふれあいの場として施設を積極的に活用しています。

今後は、各地域の住民が気軽に集える場所として、公共施設を地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として、有効活用していく必要があります。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
既存施設の活用促進	○積極的に、公共施設を活用しましょう。 ○子ども、障がいのある人、高齢者などが集える場を活用しましょう。 ○公園等では、ルールを守って利用し、誰もが利用しやすい状況をつくりましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
既存施設の活用促進	○ボランティア活動等を行う際には、積極的に既存施設を活用しましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
　Ⅱ－３　地域福祉活動の推進：P75 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
既存施設の情報提供	○既存施設の利用者を増加させるため、既存施設で開講される生涯学習講座の情報提供に力を入れ、住民が容易に確認できるような広報手段を確立します。 ○より多くの町民が参加できる魅力あるイベントを企画するとともに、様々な媒体を活用し、積極的にＰＲをしていきます。 ○地域包括支援センターが開催するサロンや介護予防教室、講演会などの情報について、より多くの町民に興味を持ってもらえるように、広報掲載やチラシ配布、メール配信などによって積極的にＰＲしていきます。
既存施設の活用促進	○公共施設のイベントを関係機関が連携してＰＲし、町民が利用しやすい公共施設になるよう努めます。 ○既存の公共施設で住民同士の交流が積極的に行われるように、広報活動等にも力を入れ、講座受講者を増加させることで施設利用者の増加を図ります。 ○既存の公共施設で開催されるイベントを積極的にＰＲするとともに、町民が気軽に出入りでき、一緒にふれあうことができる場所として利用しやすくなるよう努めます。 ○多くの保護者や地域の方々が学校行事等を参観できるよう、学校ホームページなどを通じて、積極的にＰＲをしていきます。 ○地域包括支援センターの役割及び機能を周知させるとともに、必要とする方が適切に相談できる場所となるように努めます。

４　いのち支える仕組みづくり

「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

４－１　地域におけるネットワークの強化

▶現状と課題

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野が関係していることから、地域の関係機関や関係団体等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

そのため、自殺対策に関わる相談支援機関等の連携を図るとともに、関係機関等がそれぞれの役割に応じた自殺対策を推進していくため、地域におけるネットワークの強化に努める必要があります。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
近所づきあいの推進	○自ら進んで、挨拶や声かけをしましょう ○支援が必要な人に対し、気配りをしましょう。また、必要に応じて、町福祉課や地域包括支援センター等の相談窓口へつなげていきましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
交流活動の参加促進	○サークル、ボランティア活動を推進し、地域間の連携を強化しましょう。 ○地域で孤立した人を出さないために、各種行事への参加を積極的に促しましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅳ－１　地域におけるネットワークの強化：P84 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
障害者支援協議会	○心の健康づくりに関する施策について、関係機関による協議の場を設置します。
民生委員協議会	○民生委員・児童委員同士の連携及び、困難な課題を抱える世帯の支援方法等の検討を行います。
要保護児童地域対策協議会	○要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していきます。
豊山町青少年育成会議	○地域における青少年育成活動の促進、健全な家庭生活の普及、青少年を取り巻く社会環境の整備等に関して、関係機関で協議を行っていきます。
地域ケア会議	○高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくための、地域包括ケアシステムの実現に向けた協議を行います。
健康づくり審議会	○心の健康づくりに関する施策について、関係機関による協議の場を設置します。

４－２　いのち支える人材の育成

▶現状と課題

　ストレス社会の中で生きている私たちにとって、自殺は誰にでも起こり得る身近な問題であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると言われています。

　アンケート調査からは、多くの人がストレスを抱えながら生活していることがうかがえました。また、過度のストレスは心身のバランスを崩し、うつや心疾患を引き起こすなど、健康を損ねる原因にもなります。

　自殺の背景には様々な悩みや生活上の困難があり、そのような問題に対して早期に気づき、専門機関等につなぐことが最も重要です。自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で大切なことから、住民一人ひとりが、自殺予防の担い手となるよう、研修会等を通じた人材育成に努める必要があります。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
情報の収集	○町から発信された、こころの健康や自殺対策に関する情報を積極的に収集しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
情報の収集	○町から発信された、こころの健康や自殺対策に関する情報を積極的に収集しましょう。

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
ゲートキーパー養成講座	○相談対応を行う職員にゲートキーパー研修の受講をしているものも多く、自殺のリスクを抱えた相談者がいた場合に適切な機関につなぐようにします。
町職員への研修	○清須保健所が実施する自殺対策に関する研修会に、福祉部局の職員が参加します。
母子保健推進員への研修	○母子保健委員を対象に、こころの健康づくりに関する研修を実施します。
健康教育の実施	○町の集団がん検診を受診した方に、保健師によるうつ病に関する健康教育を実施します。

４－３　住民への周知と啓発

▶現状と課題

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実があります。また、自殺を防ぐためには、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

アンケート調査結果からは、町が行っている「こころの健康相談」に相談することができることを「知っている」人は約２割にとどまっており、相談体制を整備しても、町民が相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援に結びつけることはできません。

そのため、危機に陥った場合に誰かに助けを求めることが適当であること、また危機に陥っている人がいるかもしれないということが、社会の共通認識となるよう、自殺に対する正しい認識を積極的に普及啓発させていくとともに、地域の相談窓口の情報提供に努める必要があります。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
近所づきあいの推進	○自ら進んで、挨拶や声かけをしましょう ○支援が必要な人に対し、気配りをしましょう。また、必要に応じて、町福祉課や地域包括支援センター等の相談窓口へつなげていきましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
相談窓口の周知	○各種福祉サービス利用に関する相談先を把握しましょう。 ○地域の人から相談を受けた場合は、必要に応じて町や専門機関等へつなげていきましょう。

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
ガイドブックの活用	○愛知県の発行する「福祉ガイドブック」の生きる支援に関する相談窓口の一覧情報を活用します。
健康・福祉フェスティバル	○健康・福祉フェスティバルにおいて、自殺対策における啓発品の配布を行い、住民に対して啓発を行います。
自殺対策に関する啓発	○９月の「自殺予防週間」及び３月の「自殺対策月間」では生きる支援（自殺対策）に関する周知、啓発活動を行います。
うつ病等についての普及啓発	○町の集団がん検診を受診した方に、こころの健康に関するパンフレットを配布し、啓発を行います。
避難所運営マニュアルの作成	○災害時のメンタルヘルスについて、避難所運営マニュアルの中に記載します。

４－４　生きることの促進要因の支援

▶現状と課題

自殺対策は、自殺につながる要因を減らす取組みに加え、生きることの促進要因を増やす取組みも合わせて実施し、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要です。また、自殺リスクの高い自殺未遂者や遺された自殺者の親族等に対する支援も大切なことから、自殺対策と関連の深い様々な分野において取組みを推進していく必要があります。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
生活困窮者自立支援制度の推進	○新たな支援制度の内容の理解し、必要に応じて利用していきましょう。
近所づきあいの推進	○自ら進んで、挨拶や声かけをしましょう ○支援が必要な人に対し、気配りをしましょう。また、必要に応じて、町福祉課や地域包括支援センター等の相談窓口へつなげていきましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
民生委員・児童委員の活用	○地域で困難を抱えている人の把握をしていきましょう。 ○必要に応じて、町福祉課や地域包括支援センター等の相談窓口へつなげていきましょう。

▶社会福祉協議会の取り組み

※参照　第５章　地域福祉活動計画
Ⅳ－２　生きることの促進要因の支援：P85 参照

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
相談窓口の周知	○各種相談窓口について、「広報とよやま」及びリーフレットにて周知を図ります。
法律相談・よろず相談	○役場にて、専門的な相談ができるよう相談事業を充実させます。
あかちゃん相談・子ども健康相談	○保健センターにて、子どもに関する専門的な相談ができるよう相談事業を充実させます。
女性相談・母子就業相談	○福祉事務所が実施する相談窓口を月１回開設します。
生活困窮者への支援充実	○町福祉課が相談窓口となり福祉事務所で実施する生活困窮者自立支援事業につなげます。
乳幼児親子交流の開催	○各児童館にて乳幼児親子交流にて、子育て相談を実施します。
いきいきサロンの開催	○認知症予防を目的としたサロンにて、高齢者の居場所づくりを行います。

４－５　児童生徒の SOS の出し方に関する教育

▶現状と課題

近年、いじめを苦にした児童生徒の自殺が社会問題化しています。様々な困難やストレスの対処法を身につけるためのＳＯＳの出し方に関する学校教育を実施することは、自殺対策において非常に重要です。

そのため、子どもたちが問題を抱えたときに、気軽に打ち明けられるような地域における相談体制を整備し、子どもたちの SOS を適切な支援につなげられるように推進していく必要があります。

▶住民の取り組み

取り組み	取り組み内容
家庭内の対話	○学校での事について、日常的に話をするようにしましょう ○家庭内での会話から子どもの気持ちを把握しましょう。

▶地域社会の取り組み

取り組み	取り組み内容
意識の醸成	○地域の活動に子どもが参加できるよう配慮しましょう。 ○互いの気持ちや考えを、思いやる機会を地域で作りましょう。

▶町の取り組み

取り組み	取り組み内容
児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	〇スクールカウンセラーを配置することでこころの教育相談事業を実施します。
SOS の出し方に関する教育の促進	〇児童に対して安心安全講習会事業（ＣＡＰ講習会）を実施しＳＯＳの出し方の教育を実施します。
不登校の対策	〇不登校の児童生徒を受け入れる適応指導教室を設置します。
若者の特性に応じた支援の充実	〇児童生徒の健康管理事業において、健診結果に基づき、心配な児童生徒に対する継続的なフォローを実施します。

第５章

施策の展開

<地域福祉活動計画>

Ⅰ　仲間を増やし、支え合う担い手づくり

町社協は、地域のつながりを深め、地域で助け合い、支え合う担い手づくりを推進し、地域住民みんなが、みんなのためのサポーターとなることをめざします。

Ⅰ－１　ボランティア活動の強化

▶取り組みの方向性

平成 30 年４月１日現在、ボランティアセンター（社会福祉協議会）に登録しているボランティア団体数は 24 団体、登録者数は 314 人となっています。登録団体数は平成２６年の２９団体から減少しているものの、登録者数は 300 人前後で推移しています。

また、ボランティアの高齢化も進んでいるため、学生や若い世代の人たちが参加しやすいように、気軽にボランティア活動のできる場を増やすことが課題となります。

今後は、ボランティア人材の発掘及び育成に向けて、ボランティア養成講座の拡充を図るとともに、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるような支援体制の整備に努めます。

▶社会福祉協議会の取り組み

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
ボランティアセンターの整備	○ボランティアセンターの運営や活動の強化を進めるため、機能の整理とともに、新たな時代に向けたボランティアセンターの在り方について検討を行います。
ボランティア養成講座の開催	○地域のボランティア人材を発掘し、支え合いのまちづくりの推進のため、ボランティア養成講座を開催します。
ボランティアサロンの開催	○ボランティア活動者やボランティアに興味のある人が気軽に参加できるサロン等を企画し、ボランティアの情報提供・交換や交流できる場をつくります。

Ⅰ－２　地域交流の充実

▶取り組みの方向性

町民の健康増進と地域に根ざした福祉のまちづくりをめざすため、健康・福祉フェスティバルを町及び町社協主催により、地域のボランティア団体等の協力のもと開催してきました。

中学校の協力により福祉フェスティバルが中学生のボランティア体験の場として定着してきており、フェスティバルを盛り上げようという機運があります。しかし、来場者を増やすための工夫として様々な仕掛けが必要と思われます。

そこで、現在協働している各種ボランティア団体はもちろん、新規団体への呼びかけを行い、地域住民の主体的な参加のもとに開催することで、より一層の地域交流の場となるような企画・運営に努めます。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
健康・福祉フェスティバルの推進	○地域に根ざした福祉のまちづくりを目指して、９月に町と町社協、各種団体と協働し、今後もより多くの町民に対して健康・福祉に関心を持ってもらう場として開催します。

Ⅰ－３　福祉教育の充実

▶取り組みの方向性

社会福祉への理解と関心を深めるため、小中学校を対象にしたボランティア体験や福祉実践教室を開催してきました。ボランティア活動や募金活動などの各小中学校の活動が活発化してきています。そして、一部の地域住民は、各種ボランティア活動だけでなく、地域福祉計画、地域福祉活動計画策定において地域懇談会に参加し、地域での生活課題や福祉課題についてワークショップ形式での意見交換に積極的に参画してきました。

今後は、より多くの住民が、すべての年代で社会福祉への理解と関心を高めるため、ボランティア体験や福祉体験教室などを拡充し、福祉教育に触れることができる機会を提供します。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
福祉協力校の助成	○町内の小学校・中学校の児童生徒に、地域福祉への関心を高め、思いやりと優しさを養う福祉教育を学校が実施できるように助成金を支給し、支援します。
福祉実践教室	○児童生徒が障がい者、高齢者等との交流を通して、地域の福祉課題や生活課題に気付き、日常的な実践活動へと広げていく契機とするため、小学校・中学校等に講師・ボランティアを派遣し、事前・事後学習及び福祉実践教室を実施します。
ボランティア体験の推進	○小学校、中学校の児童生徒、地域住民の地域福祉活動への理解と関心を深めるため、幼少年から高齢期に至るまで生涯を通じて幅広く福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動を推進することにより、地域住民各層の福祉マインドの醸成を図ります。
福祉体験の実施	○地域住民（子どもからお年寄りまで）が、障がい者、高齢者に対する理解を深め、福祉に理解や関心を持ってもらうため、歳末たすけあい配分金事業において福祉体験を実施します。

Ⅰ－４　ボランティア活動等の奨励

▶取り組みの方向性

福祉活動の啓発を行うため、長年にわたり町民の手本となるボランティア活動を積極的に推進してきた個人・団体、自助努力に努める障がい者等に奨励費を支給する事業を平成20 年度より始めていますが、まだ町民への周知が不十分になっています。

そこで、奨励費の支給をしている内容や制度などを社協だよりやホームページを通して積極的に情報提供し、事業の周知啓発を図ります。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
奨励費「豊環」の支給	○「福祉の環を広げていただきたい」という願いをこめた寄付金に基づき、福祉活動の啓発を行うため、長年にわたりボランティア活動をされている方（団体）及び身体に障がいを持ちながら自助努力により日常生活を送っている方などを激励するため、奨励費を支給します。

Ⅱ　よりよい支援を受けられる環境づくり

相談体制、福祉サービス及び情報提供の充実・向上を図り、誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努め、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

Ⅱ－１　情報提供の充実

▶取り組みの方向性

地域福祉の理解と賛同を得るためには、社会福祉協議会が行う活動及び事業に関する情報提供や情報交換の機会を充実し、町民や法人の地域福祉の認知度を高める必要があります。

機関紙の「社協だより」は、読んでもらえる機関紙を目指し、ボランティアの団体紹介など新しいコーナーを設け、地域福祉にふさわしい温かみのある内容とするなど、児童から高齢者でも読みやすくわかりやすい紙面づくりを工夫します。

また、より多くの人に地域に関心を持ち、地域福祉活動に取り組みやすくなるように、町社協のホームページを定期的に更新し、活動内容や情報をタイムリーに発信します。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
社協だよりの発行	○地域住民に対して社会福祉協議会が行う活動や事業内容の紹介及び周知を図り、地域福祉の理解と賛同を得るため、社協だよりを発行します。
ホームページの運営	○社協だよりでは掲載しきれない詳細な活動、事業の内容等の情報を住民に対して紹介するため、インターネットを利用したホームページにより、定期的な更新を行うなど、社協事業の啓発・宣伝・報告を行います。

Ⅱ－２　日常生活自立等の支援

▶取り組みの方向性

アンケート調査では、困ったときに地域で助けてほしいことは、安否確認の声かけや話し相手、病院などへの送迎、買い物、介護などの相談があげられており、日常生活に不安を抱えている人が、引き続き支援を受けられるように制度を継続します。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
日常生活自立支援事業	○町内に住所を有し、認知症、知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を援助します。
相談機会の充実	○ふれあい食事会、各種サロンは困りごと相談のきっかけとなりうることから、民生委員やボランティアと連携して引きこもり高齢者の掘り起しを行うなど積極的に参加を呼び掛けていきます。

Ⅱ－３　地域福祉活動の推進

▶取り組みの方向性

現在、ふれあい食事会やサロンを利用している一人暮らしの高齢者からは好評を得ており、高齢者の居場所としてさらなる活動の充実が望まれます。しかしながら、ふれあい食事会ではボランティアが集まらないという問題があり、人材確保が大きな課題となっています。また、サロン活動についても事業継続に重点を置いており、事業の拡大まで至っていません。

今後は、社協だよりやホームページなどでのＰＲ活動を継続的に行い、今後の実施規模に合わせたボランティア人材や財源の確保を行う必要があります。

また、ふれあい食事会や元気はつらつサロンは、高齢者とのふれあいや交流を通じた定期的な見守り活動として位置づけ、さらなる利用者増加のため内容の充実を図っていきます。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
ふれあい食事会の開催	○65 歳以上のひとり暮らしの高齢者が孤独になって社会との関わりを失わないことを目的にボランティアの協力を得て食事会を開催します。
住民主体サロン活動の助成・活動支援	○概ね 65 歳以上の高齢者が社会との関わりを失わないことと介護予防を目的に供用施設などの地域を拠点にボランティア等が実施するふれあい交流事業のサロン活動に対して助成金を交付するとともにゲームや体操など活動内容支援を実施します。 ○ふれあい・いきいきサロンの活動に助成をします。
敬老会記念品の贈呈	○豊山町が定めた年齢に達する町在住の高齢者の長寿を祝うため豊山町が毎年９月に開催する敬老会の来場者に記念品を贈呈します。 ○記念品については、対象者のアンケートに基づきニーズを組んだものとなるよう検討します。
しいの木で実施しているサロンの充実	○介護予防サロン「元気はつらつサロンしいの木」や認知症カフェ「オレンジカフェ」について内容を充実し、利用者増加を図ります。

Ⅱ－４　各種相談窓口の充実

▶取り組みの方向性

地域懇談会では「困っていることはどこに相談したらよいのか」「サービス情報の入手方法がわからない」などの意見が出されました。現在、しいの木で月１回、民生委員が相談員として心配ごと相談を受けていますが、町民の中にはまだ周知されていないのが現状です。

そこで、一般的な相談から専門的な相談まで多岐にわたる相談のニーズに対応するため、情報提供を充実するとともに、身近な相談体制の充実を図ります。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
貸付相談事業（生活福祉資金・くらし資金）の実施	【県社協の生活福祉資金貸付制度要綱、くらし資金貸付制度要綱による事務委託契約】 ○他の資金の借り入れが困難な低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、生活費の困窮による貸付相談を受けた場合、生活福祉資金及びくらし資金の貸付に必要な相談支援を行います。
心配ごと相談事業の実施	○個人や地域の福祉推進を図ることを目的に、地域住民の生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源を効果的に活用した適切な助言指導を行います。
相談支援事業の実施（障害者総合支援法）	【障害者総合支援法に基づく町地域生活支援事業実施要綱による委託契約】 ○障がい者及び介護者の相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援を要する困難ケース等の個別会議や尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の運営委員として、ネットワーク構築に向けた協議会に参加します。
障害支援区分認定調査事業の実施（障害者総合支援法）	【障害者総合支援法に基づく町障害支援区分認定調査の委託契約】 ○障がい福祉サービスの利用希望者に対し、認定調査員の資格を有する者が心身の状況についてアセスメントを行い、調査します。
総合的な相談支援体制の整備	○相談員の資質向上を図り、住民からの生活相談に柔軟に対応し、町福祉課や地域包括センター等専門相談機関との連携を深め、解決につながるよう体制づくりを行います。

Ⅱ－５　在宅福祉サービスの普及促進

▶取り組みの方向性

町社協では、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護保険法などの福祉サービス制度では対応できないニーズに応えるため、独自の在宅福祉サービスを提供しています。なかでも通院送迎サービスは利用実績の高い事業です。

地域懇談会でも移動手段の確保については課題としてあげられており、町民からのニーズも高く、将来的に事業の充実を図るため、利用範囲の見直しや送迎ボランティアによる運営の検討を行います。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
要介護者等に対する通院送迎サービスの実施	○社協賛助会員（２口以上）の世帯で要介護者、要支援者及び障がいを有する者などで自力での通院ができない方に対して、町社協から半径 1.5ｋｍを超え、5ｋｍ以内の医療機関等へ送迎を提供します。
要介護者等に対する大掃除サービス事業の実施	○社協会員のうち、要介護者、要支援者及び障がいを有する者などで大掃除ができない方に対して、大掃除(居間、台所、浴槽、洗面所、トイレなどの清掃)を業者に委託した場合の費用を助成します。
福祉車両貸出事業の実施	○社協会員の世帯で車椅子使用者の移動のため、福祉車両を必要とし、自らが運転者を確保できる方に対して、車いす仕様車を貸出します。

Ⅱ－６　訪問介護等事業所の運営

▶取り組みの方向性

多様化する利用者のニーズに対応できるように職員研修を充実させるなど、スキルアップを図る必要があります。

また、サービス利用に結び付けるには、まず知っていただくことが必要であるため、社協行事で PR する等、社協だよりや、ホームページを活用して、事業所の周知啓発を強化していきます。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
訪問介護事業所の運営（介護保険）	○介護保険法に規定する要介護者及び要支援者に訪問による介護サービスを提供する指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問事業所として、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように身体介護・生活援助の支援を行います。
居宅介護事業所の運営（障害者総合支援法）	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所として、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように身体介護、家事援助の支援を行います。
移動支援事業（障害者総合支援法）	【障害者総合支援法に基づく町地域生活支援事業実施要綱による委託契約事業】 ○町在住の屋外での移動が困難な障がい者の方に訪問による介護サービスを提供する指定障害者福祉サービス事業所として、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

Ⅱ－７　通所介護事業所の運営

▶取り組みの方向性

高齢者の増加にともない、通所介護のニーズは多様化しています。このため、利用者の声を聴きながら、なるべくニーズに応えられるよう体制や財源の確保などに努めつつ、今後も利用者が安心して住み慣れた地域で生活できる利用に向けて事業所の持続的な運営体制を維持します。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
通所介護事業所の運営（介護保険）	○介護保険法に規定する要介護者及び要支援者に、通所による介護サービスを提供する指定通所介護事業所及び指定介護予防通所事業所として利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように送迎、入浴、食事、機能訓練、レクリエーション、創作活動支援を行います。

Ⅱ－８　福祉作業所の運営

▶取り組みの方向性

就労困難な身体障がいや知的障がいのある人が、社会参加を図るための働く場を提供します。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
福祉作業所の運営（町福祉作業所の設置及び管理に関する条例）	【町の条例に基づく福祉作業所管理運営業務の委託契約】 ○在宅の知的障がい者又は身体障がい者で雇用されることが困難なものに働く場を確保し、社会参加を図るため就労指導、生活指導等の支援を行います。

Ⅱ－９　相談支援事業所の運営

▶取り組みの方向性

障害のある人や障がい者を支える人の相談支援体制の充実を図るため、平成３１年度に相談支援事業所を開設します。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
相談支援事業所の運営（障害者総合支援法）	○障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所として、相談支援専門員が障がい福祉サービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

Ⅲ　みんなが力を合わせるネットワークづくり

町社協のコーディネート機能を強化し、ボランティアや住民活動に対する支援や地域活動組織・団体とのネットワークづくりを推進します。ネットワークづくりが進むことによって、町民誰もが笑顔で話し合えるまちをめざします。

Ⅲ－１　社協事務局組織の強化

▶取り組みの方向性

今後における地域福祉の推進にはボランティアセンターの機能充実や強化を行うほか、既設事業の問題点の洗い出しや点検、新規事業の提案を実施するなど活動計画の推進を図る必要があります。そのため、管理体制や係の役割を明確化するなど町社協事務局の更なる組織強化に取り組みます。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
地域福祉活動推進に向けた組織の強化	○町民の身近な存在となれるよう職員の資質と専門性の向上に努め、住民のニーズに応じた効率的な事業を行います。 ○実施体制及び実施事業については適宜見直しを行います。また実施体制については地域福祉の推進に向けて組織を強化します。

≪ 豊山町社会福祉協議会　現行組織図 ≫

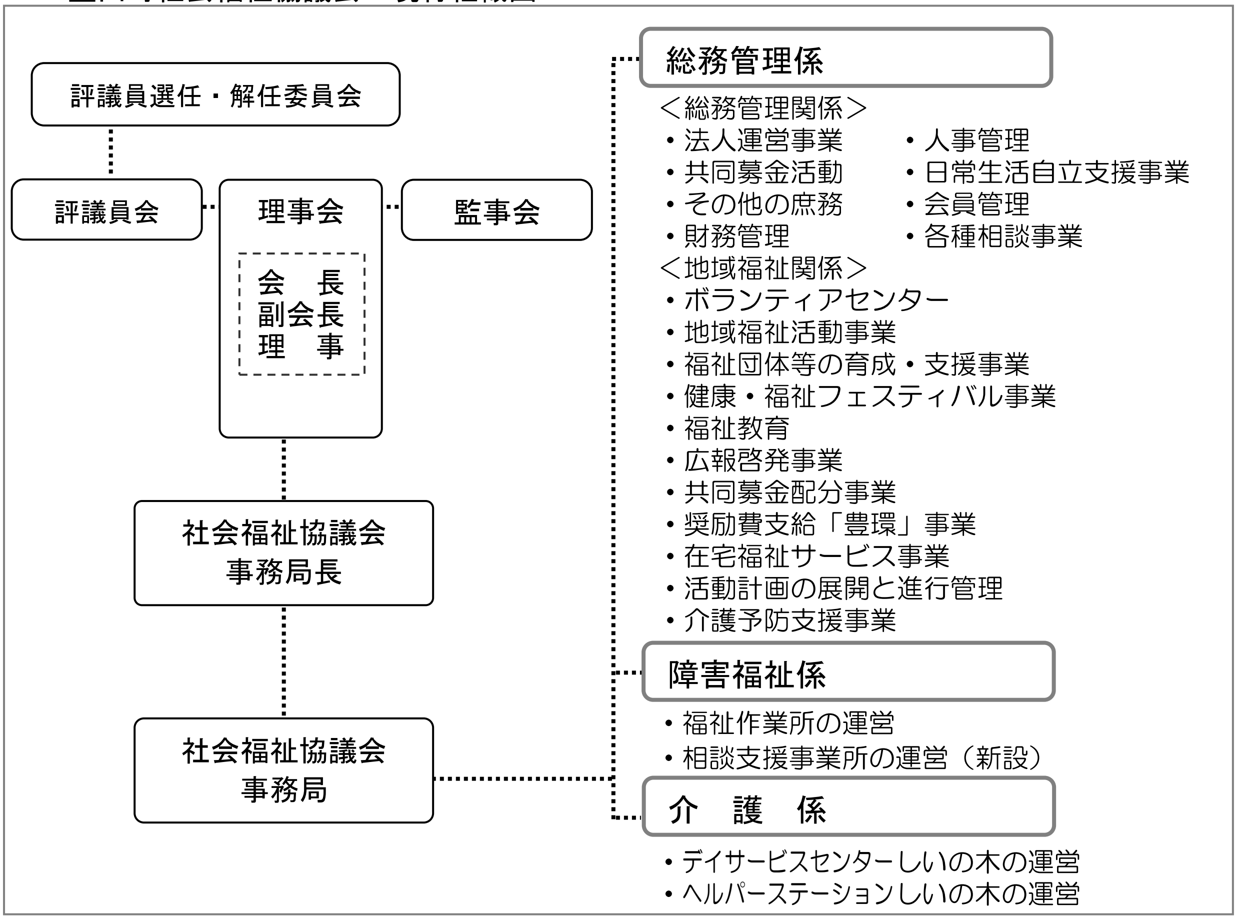

Ⅲ－２　福祉団体等への支援

▶取り組みの方向性

地域福祉の推進は、町社協を核とする民間団体と町行政との役割分担や連携が不可欠なため、各種団体や関係機関、行政が協働して進めていく「仕組みづくり」が重要となります。しかし、多くの福祉団体やボランティア団体では会員の高齢化と新規会員の加入数の低迷が課題となっています。

そこで、各団体の活動内容や会員募集をホームページや社協だよりで周知・啓発し、新規会員の加入促進を図ります。また、福祉団体、ボランティア連絡協議会及びボランティア団体の社会福祉活動並びに地域福祉の推進を図るための助成金制度の見直しなどについて検討していきます。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
赤十字奉仕団の助成・育成	○赤十字奉仕団のボランティア活動に対して、活動費の助成金を支給します。なお、事務局として会を運営し、団員の確保及び育成を図ります。
心身障害者福祉協会の今後についての検討	○心身障害者福祉協会は現在休会となっています。事務局として今後の在り方を検討します。
母子寡婦福祉協議会の助成・育成	○母子寡婦福祉協議会の地域福祉活動に対して助成金を支給します。なお、事務局として会を運営し、会員の確保を図ります。
福祉団体の助成	○地域福祉の推進を図るため、社会福祉活動を行う団体に活動費として助成金を支給します。 ○助成団体：遺族会、老人クラブ、子ども会連絡協議会、地域子ども会
ボランティア団体の助成・活動支援	○社協の事業に協力するボランティア連絡協議会及びボランティア団体で活動に伴う知識の向上、育成及び情報収集などの活動に対して、助成金を支給します。 ○今後は制度の見直しを図るとともに、各団体にふさわしい支援法を模索します。

Ⅲ－３　共同募金活動の推進

▶取り組みの方向性

全国一斉に実施されている「共同募金」は民間の社会福祉活動を支える重要な運動のひとつです。そして、町社協が町共同募金委員会と連携し、計画から配分に至るまで事業に関わっています。

小中学校にポスター・書道の作品コンクールを依頼し、共同募金活動への周知と理解を深めることができています。さらに応募してもらった作品を展示してもらえる企業などに対して、周知啓発を行いつつ募金活動への理解と協力を呼びかけます。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
共同募金事業の助成	○豊山町共同募金委員会に活動資金として共同募金のポスター、書道の賞品（優秀賞、参加賞）、賞状の筆耕料等を助成します。

Ⅲ－４　見守り体制の強化

▶取り組みの方向性

豊山町では、ひとり暮らしの高齢者が増えています。また、自治会加入率の低下などにより、地域での交流が少なくなり、地域の暮らしの中で、不安を感じることも多くなっています。

地域懇談会では、独居高齢者や認知症高齢者に対する問題意識が高く、自治会への加入率が低くなってきていることにより、未加入者との交流ができていないこと、顔の見える関係づくりができていないなど、様々な課題があげられています。

みんなが力を合わせるネットワークづくりにおいては、地域福祉を支える資源の原点は人材です。町民一人ひとりの助け合い意識を育むとともに、地域において交流を深め、お互いを知ることが重要です。

そのため、様々な世代が交流し、特に閉じこもりぎみの高齢者や障がいのある人も安心して集えるサロン活動とともに、日頃から地域を巡回している人と連携し、日常生活の中での見守りや安否確認を行います。また、日頃の見守りを通して、災害時の援護も可能となるような体制づくりを推進します。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
町災害時要配慮者支援に対する協力体制	○町行政の災害時要援護者支援体制マニュアルをふまえて、避難行動要支援者名簿の作成や要配慮者の把握、定期的な情報更新などの協力や支援を行います。
見守り・安否確認の体制づくり	○日常生活の中での見守りや安否確認を行う体制づくりを推進します。さらに、日頃の見守りを通して、災害時の援護も可能となるような新たな仕組みづくりを推進します。

Ⅳ　みんなが見守る地域づくり

誰もが気軽に悩みごとや困りごとを相談できるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、町民一人ひとりが、つなぎ、見守るような地域づくりを目指します。

Ⅳ－１　地域におけるネットワークの強化

▶取り組みの方向性

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野が関係していることから、地域の関係機関や関係団体等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

そのため、研修等を通じた職員のスキルアップとともに、町福祉課、包括支援センター等の関係機関と連携し、地域における相談支援体制の構築に努めます。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
自殺対策に関わる相談支援の体制づくり	○相談対応職員のスキルアップを図り、町福祉課や包括支援センター等と連携し、相談支援体制の構築に努めます。

Ⅳ－２　生きることの促進要因の支援

▶取り組みの方向性

生きることの促進要因を増やす取組みとして、貸付相談など暮らしに必要不可欠な支援を行うとともに、ふれあい食事会などを通じて互いに見守り合える関係づくりを構築し、地域で孤立した状況を作り出さないような支援を行います。

▶社会福祉協議会の取り組み

取り組み	取り組み内容
緊急生活費の支給	○町内居住の生活困窮者等への緊急的な救済支援を行うため、緊急生活費として食料又は行旅人の施設入所及び入院に必要な日用品を購入して現物支給をします。
貸付相談事業（生活福祉資金・くらし資金）の実施	【県社協の生活福祉資金貸付制度要綱、くらし資金貸付制度要綱による事務委託契約】 ○他の資金の借り入れが困難な低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、生活費の困窮による貸付相談を受けた場合、生活福祉資金及びくらし資金の貸付に必要な相談支援を行います。
ふれあい食事会やサロン活動への参加呼びかけ	○６５歳以上のひとり暮らし高齢者が孤独にならないよう仲間づくりをし、お互いに見守りあえる関係を構築するため、民生委員やボランティアと連携し、ふれあい食事会やサロン活動への参加を呼びかけます。

第６章

計画の推進

１　計画の普及･啓発

地域福祉は、行政、地域の住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。
このため、本計画で示した基本理念や役割、地域福祉の考え方について、町民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。
また、広報紙やホームページ、とよやまチャンネル、社協だより等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

２　計画の推進体制

２－１　計画の推進と進行管理

本町全体の仕組みや方向性を定めた地域福祉計画については、包括的な視点で福祉分野全体施策の方向性を示し、福祉分野の行動計画と一体となって健康、子ども、障がい、高齢者等に関する様々な取り組みを推進します。また、福祉分野の行動計画の中で、本計画で示された方向性を踏まえながら、具体的な施策・取組みを展開し、福祉分野の行動計画で定める目標により進行管理を行います。
また、地域福祉計画を実現・実行するための具体的な取り組みを定めた地域福祉活動計画については、計画→実施→評価→改善のＰＤＣＡサイクルにより事業を展開していきます。各年度の計画の進行状況を管理し、管理結果を社会福祉協議会監事会の審議に付したうえで、社会福祉協議会理事会に報告します。

２－２　地域懇談会の開催

計画策定にあたっては、地域懇談会において地域の問題点の抽出、その解決に向けた取り組み案の検討を行ってきました。
今後、計画を推進していくにあたっては、地域懇談会を開催し、地域の新たな生活課題や問題点等の把握に努めるとともに、解決策の検討を行います。また、地域での取り組みやさまざまな情報の共有の場として活用します。

２－３　アンケート調査による評価

計画の見直しにあたっては、町民のニーズやサービスの認知状況等を把握するため、アンケート調査を実施し、見直しの参考資料として活用します。

３　関係機関との連携強化

３－１　関係機関との連携強化

町は、今後も引き続き社会福祉協議会と一層の連携強化を図り、役割分担を明確にしつつ、各事業の推進体制を整備します。

社会福祉協議会は、地域に密着した生活課題・福祉課題の解決に向けて、地域福祉計画と整合を図り、ボランティア団体などの関係機関や町行政との役割分担を明確にしつつ、各事業を推進します。

３－２　個別計画による庁内の横断的連携

本計画は、豊山町総合計画のもと、福祉分野を具体化する計画であり、健康、子ども、障がい、高齢者における審議会を通じて、福祉分野の各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

また、地域社会は、保健福祉はもとより、防災、防犯、さらにはまちづくりなど広範多岐にわたる取り組みが必要です。そのため、それぞれの分野における個別計画に対して、地域福祉の視点から積極的に個々の施策との連携を図ります。

資料編

1　豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　地域福祉の推進に関する基本的な事項を一体的に定める第３次地域福祉計画及び地域福祉の推進に主体的に関わるために必要な事項を定める地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するため、第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、町が作成する地域福祉計画等の素案に関し、意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　社会福祉を目的とする事業者

（３）　福祉関係団体の代表者

（４）　保健・医療関係の代表者

（５）　学校教育関係の代表者

（６）　関係行政機関の代表者

（７）　一般公募により選出された者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、平成３１年３月３１日までとする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

３　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この告示は、平成３１年３月３１日限り、その効力を失う。

２　豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿

区　分		職　名	氏　名	備　考
１号委員	学識経験者	日本福祉大学　准教授	小坂啓史	
２号委員	福祉事業所	民間介護事業所　代表	池山豊子	
		尾張中部福祉の杜　代表	玉井一男	
３号委員	福祉関係団体	社会福祉協議会　代表	岡島義広	委員長
		民生委員・児童委員　代表	中西正司	
		福祉作業所親の会　代表	久保広子	
		老人クラブ連合会　代表	江崎　弘	
		シルバー人材センター　代表	寺町逸視	副委員長
		ボランティア連絡協議会　代表	長島記子	
４号委員	保健・医療機関	医師会　代表	野崎千佳	
		歯科医師会　代表	寺町信秀	
５号委員	学校教育関係	町内小中学校長会　代表	富田和美	
６号委員	関係行政機関	清須保健所　代表	子安春樹	
７号委員	公募委員	住民　代表	大野安彦	

3　第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（諮問）

３０豊福第２４８３号
平成３１年３月６日

第３次豊山町地域福祉計画及び
地域福祉活動計画策定委員会
　委員長　岡島　義広　様

豊山町長　服部　正樹

第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（諮問）

第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成３０年豊山町告示第１３号）第２条により、下記の事項について、貴策定委員会の意見を求めます。

記

1　第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（別紙）

4　第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（答申）

平成３１年３月６日

豊山町長　服部　正樹　様

第３次豊山町地域福祉計画及び
地域福祉活動計画策定委員会
委　員　長　　岡　　島　　義　　広

第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について（答申）

貴職より、平成３１年３月６日付け３０豊福第２４８３号で諮問がありました第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

第３次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）については、妥当と認める。
なお、計画の具体的施策については、点検・評価をされるとともに、必要な対策を講じて実現に向けて努力されたい。

5　策定経過

日　時	内　容
2018（平成 30）年 8 月	第 1 回第 3 次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ＜議題＞ ・委員長選出について ・副委員長の選出について ・計画策定の趣旨説明について ・策定スケジュール
2018（平成 30）年 9 月	住民アンケート調査 ・20 歳以上の町民 2,000 人を対象に実施 ・回収数は 705 件　回収率 35.3% 団体ヒアリング調査 ・町内で活動している 10 団体を対象に実施
2018（平成 30）年 11 月	地域懇談会（ワークショップ）の実施 ＜テーマ＞ ・地域福祉の課題 ・課題に対する解決方策 第 2 回第 3 次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ＜議題＞ ・アンケート調査報告について ・豊山町の現状について ・計画の基本理念、基本目標、体系について
2019（平成 31）年 1 月	第 3 回第 3 次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ＜議題＞ ・第 3 次計画（素案）について
2019（平成 31）年 3 月	第 4 回第 3 次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ＜議題＞ ・第 3 次計画について ・諮問・答申について

６　計画の根拠法令

地域福祉計画は、社会福祉法第１０７条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

【社会福祉法（抜粋）】

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明うかつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第十章　地域福祉の推進

第一節　地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条　市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

三　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく町社会福祉協議会の活動計画として策定するものです。

【社会福祉法第１０９条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）】

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業　（社会福祉法）

自殺対策計画は、自殺対策基本法第 13 条の 2 の規定に基づき市町村が策定する計画であり、自殺対策を推進していくための基本的な指針となるものです。

【自殺対策基本法（抜粋）（平成 18 年法律第 85 号）最終改正：平成 28 年法律第 11 号】

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（都道府県自殺対策計画等）

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策について計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第 17 条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係

る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人かけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

第３次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月　 : 平成 31 年 3 月
編集・発行 : 豊山町・豊山町社会福祉協議会

豊山町　福祉課
〒480-0292
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
電　話 : 0568-28-0912　FAX : 0568-28-2870

社会福祉法人豊山町社会福祉協議会
〒480-0202
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪 270 番地
電　話 : 0568-29-0002　FAX : 0568-39-0017